



第7期栗東市障がい福祉計画

第3期栗東市障がい児福祉計画

令和6(2024)年3月

栗東市

はじめに



昨今、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある人の高齢化と重度化、また、介護する人の高齢化による「親亡き後」の問題、医療的ケアが必要な人への支援ニーズの増加への対応など、きめ細やかな支援が求められています。また、令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、障がいのある人やその家族の生活にも大きな影響を与えました。

この間、令和3(2021)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が、令和4(2022)年5月には、障がいのある人の社会参加の一層の推進に向けて、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されるなど、障がいの程度に関わらず、住み慣れた地域で生活するために必要な支援の充実が図られてきました。

そのような中、このたび、第6期栗東市障がい福祉計画および第2期栗東市障がい児福祉計画における課題を踏まえ、障がいのある人のニーズを勘案し、「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」を基本理念として、「第7期栗東市障がい福祉計画・第3期栗東市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域の中でその人らしく安心して自立した生活を送ることができるまちづくりをめざし、国、県、市はもとより、関係団体や事業所、市民の皆様とも連携を図りながら、施策の推進に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました栗東市障がい福祉計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で御協力いただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6(2024)年3月

栗東市長

竹村 健

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨・背景	2
2. 計画推進にあたり踏まえるべき事項	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	7
5. 計画策定の経過	7
6. 計画の推進と進行管理	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
1. 栗東市の人口の推移	9
2. 障がいのある人の推移	10
3. 障がいのある人の生活支援の状況	14
4. 第6期計画の障がい福祉サービスの実績	17
5. 各種アンケート調査結果	28
6. 課題のまとめ	39
第3章 計画の基本方針	41
1. 基本理念	41
2. 基本方針	42
第2部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	43
第1章 令和8年度の数値目標	44
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	44
2. 地域生活支援の充実	45
3. 福祉施設から一般就労への移行等	46
4. 障がい児支援の提供体制の整備等	47
5. 相談支援体制の充実・強化等	48
6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	49
第2章 障がい福祉サービスの見込量	50
1. 訪問系サービス	50
2. 日中活動系サービス	55

3. 居住系サービス	65
4. 相談支援.....	68
第3章 地域生活支援事業の見込量	71
1. 必須事業	71
2. 任意事業.....	76
第4章 障がい児福祉サービスの見込量.....	77
1. 障がい児通所支援	77
第5章 その他活動指標	82
資料編.....	87
1. 障がい者基本計画(施策の展開)の抜粋	88
2. 用語解説.....	109
3. 栗東市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱	114
4. 栗東市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	115
5. 策定経過.....	116



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第3章 計画の基本方針

第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の趣旨・背景

我が国の障がい者福祉施策においては、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成 23 年から平成 25 年にかけて、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者総合支援法」の改正等が行われ、平成 26 年 1 月、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の同条約を批准することとなりました。その後も、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正及び「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備等が進められてきました。

平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障がいのある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障がい児福祉計画の策定が義務付けられています。

平成 30 年 6 月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和 3 年 3 月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がいの有無等に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインのまちづくりの推進等により、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やすことがめざされています。

栗東市（以下、「本市」という）では、令和 3 年に「第 3 期栗東市障がい者基本計画」「第 6 期栗東市障がい福祉計画」「第 2 期栗東市障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、「第 6 期栗東市障がい福祉計画」「第 2 期栗東市障がい児福祉計画」が、計画期間の満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本市の障がい者福祉施策の実施状況、本市の障がいのある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第 3 期栗東市障がい者基本計画」との整合を図りつつ、「第 7 期栗東市障がい福祉計画」「第 3 期栗東市障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

◆近年の障がい者施策にかかわる主な関連法令、計画策定の動向

年	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障がい児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2. 計画推進にあたり踏まえるべき事項

(1) ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

すべての人が障がいの有無に関わらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摂される社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい者施策を推進していくことが求められています。

(2) 地域共生社会の実現

国は、平成 28 年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」等という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体等が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野等を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められています。

(3) 「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択され、平成 28 年から令和 12 年の 15 年間で達成するために掲げられた国際目標です。「だれ一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障がい者福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障がい者の雇用)等が挙げられています。

本市においても、「だれ一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、安心して暮らせるまちづくりを協働で進める必要があります。



3. 計画の位置づけ

(1)法令等の根拠

◆第3期栗東市障がい者基本計画◆

「第3期栗東市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標等を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆第7期栗東市障がい福祉計画・第3期栗東市障がい児福祉計画◆

「第7期栗東市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期栗東市障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制等の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

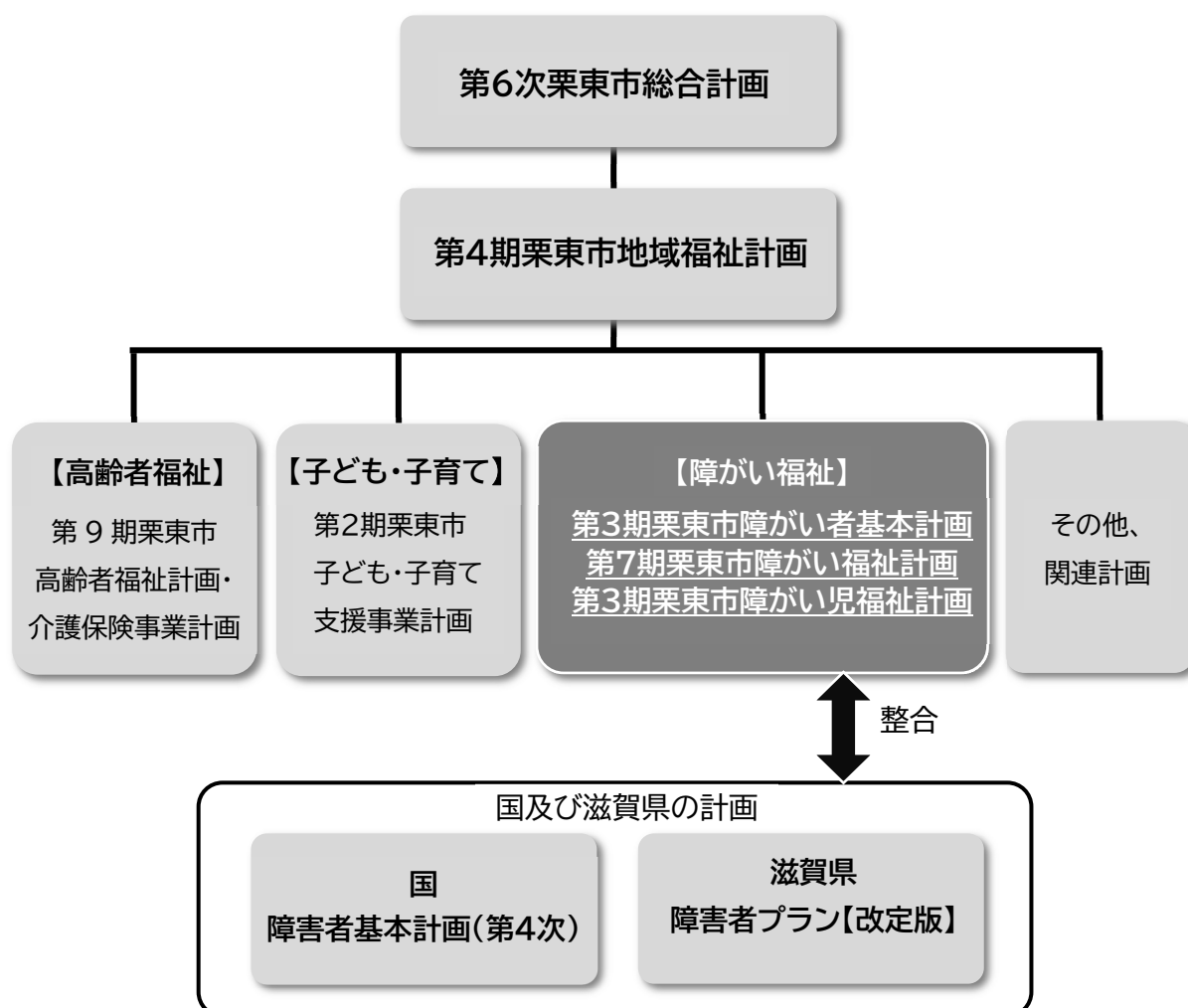
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)他計画との整合

本計画は、本市のまちづくりの基本方針である「栗東市総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「栗東市地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。なお、今後の障がい者施策を効果的に進められるよう、障がい者施策の基本理念や方針を定めた「第3期栗東市障がい者基本計画」との整合性を図りながら「第7期栗東市障がい福祉計画」と「第3期栗東市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「滋賀県障害者プラン【改定版】」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

◆他計画との整合性



4. 計画の期間

「第3期栗東市障がい者基本計画」の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6か年の計画です。

「第7期栗東市障がい福祉計画（第3期栗東市障がい児福祉計画含む）」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として作成します。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

◆計画の期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者基本計画	第3期計画					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

5. 計画策定の経過

(1) アンケート調査等の実施

◆障害者手帳所持者等対象アンケート調査◆

障がい者等の実態や意向等を把握するために障害者手帳所持者等に対してアンケート調査を実施しました。

◆障がい福祉サービス事業所アンケート調査◆

障がい者等の実態や意向等を把握するために、障がい者に関する事業所に対してアンケート調査を実施しました。

(2) 栗東市障がい福祉計画等策定委員会での審議

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者等で構成する「栗東市障がい福祉計画等策定委員会」（以下「策定委員会」という。）において審議し、その意見を踏まえ策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

策定委員会で検討された計画案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施しました。

6. 計画の推進と進行管理

(1) 庁内の連携体制

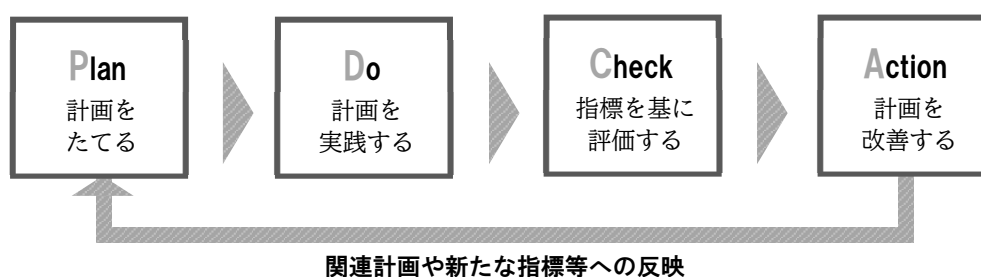
障がい者施策の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療、都市計画等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

(2) 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めるとともに、近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、協力しながら施策を推進していきます。さらに、障がい福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら障がい者施策を推進していきます。

(3) 進捗状況の管理

市としての確に進行管理を行うとともに、計画の推進においては、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施し、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。



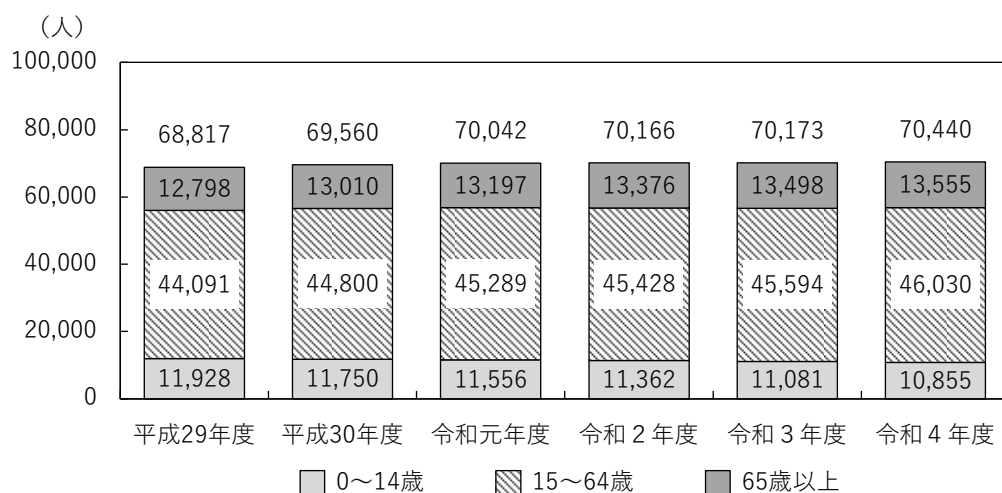
第2章 障がいのある人を取り巻く状況



1. 栗東市の人口の推移

本市の人口は、令和5年3月31日現在で70,440人となっており、年々増加しています。年齢別でみると、15歳未満は減少しており、15～64歳、65歳以上は年々増加しています。

◆年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

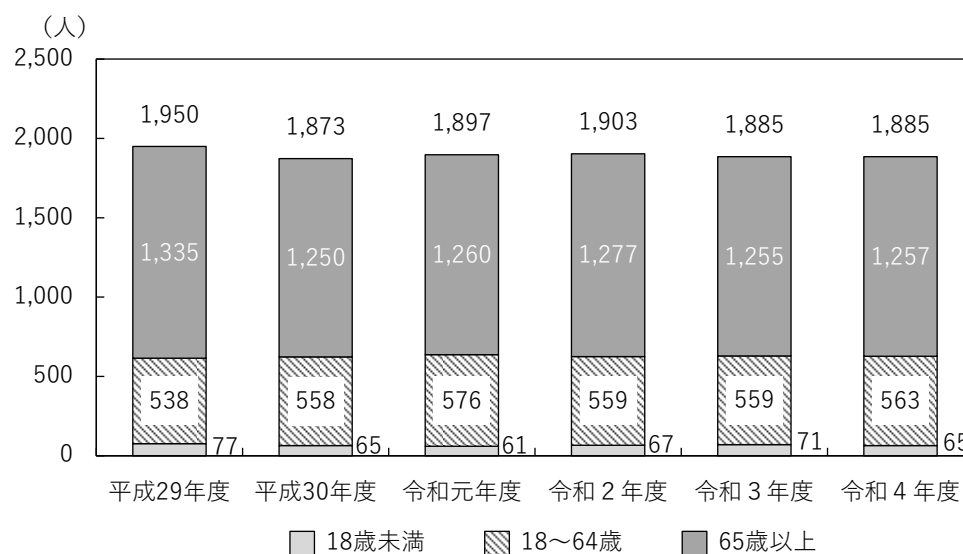
2. 障がいのある人の推移

(1) 身体障がいのある人

身体障害者手帳の交付数の推移をみると、令和4年度末現在で1,885人となっており、平成29年度以降、増減を繰り返しながら推移しています。

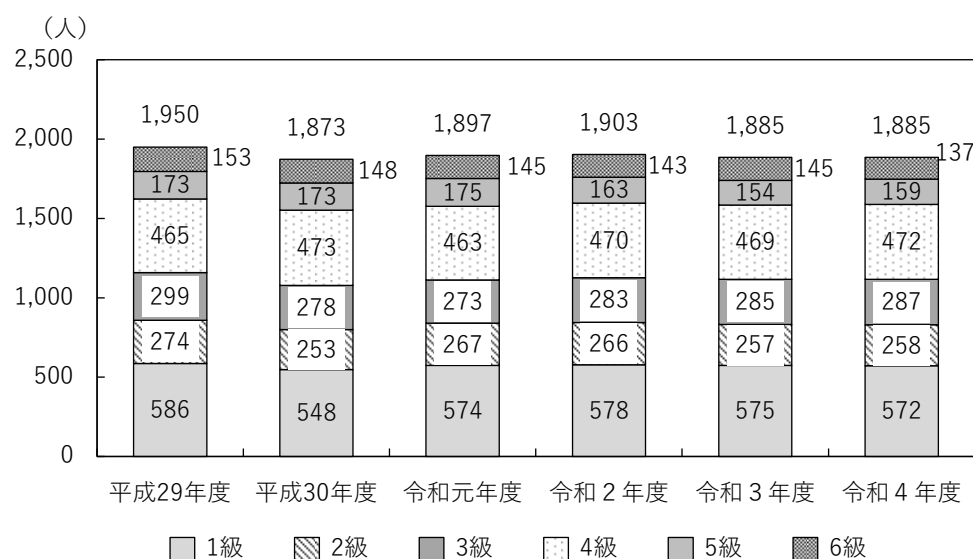
年齢別でみると、どの年齢層も増減を繰り返しています。障がい等級別でみると、いずれの年度においても1級が多くなっています。

◆年齢別身体障害者手帳交付数の推移



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

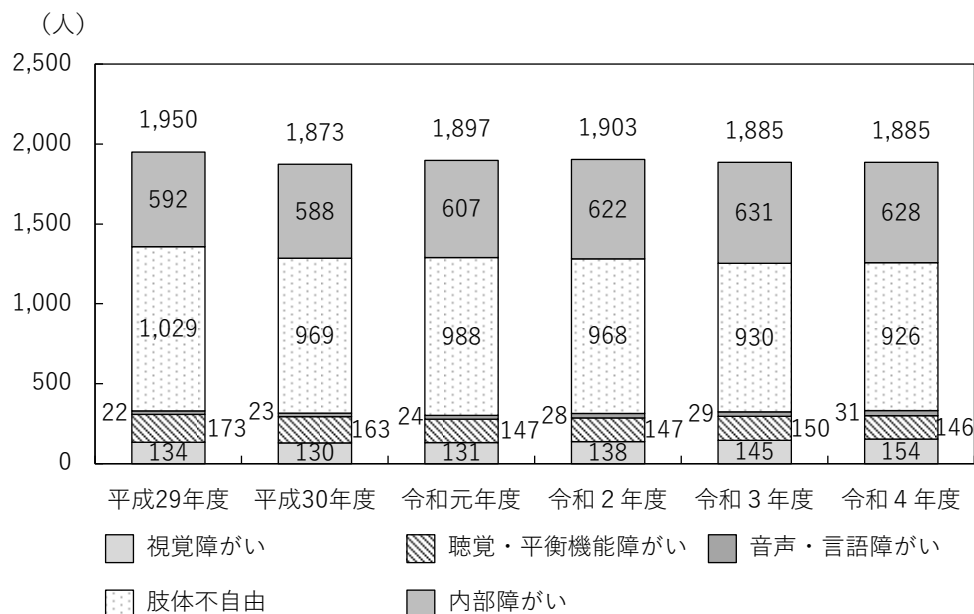
◆障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

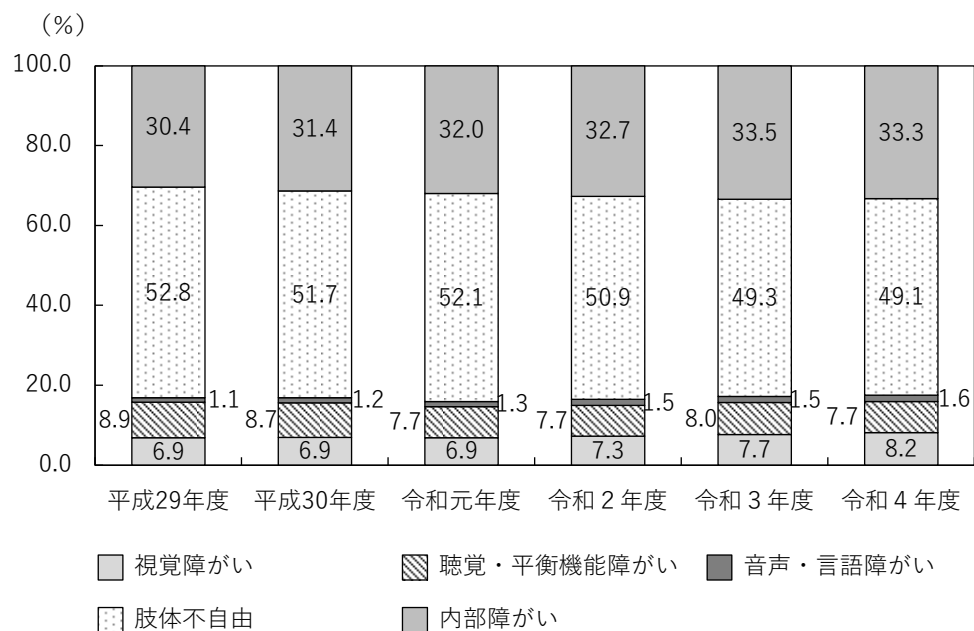
障がい種別でみると、交付数は減少傾向であるもののすべての年度において肢体不自由が占める割合が高く、約 50%を占めています。

◆障がい種別身体障害者手帳交付数の推移



資料:障がい福祉課(各年度末現在)

◆障がい種別身体障害者手帳交付数の内訳の推移



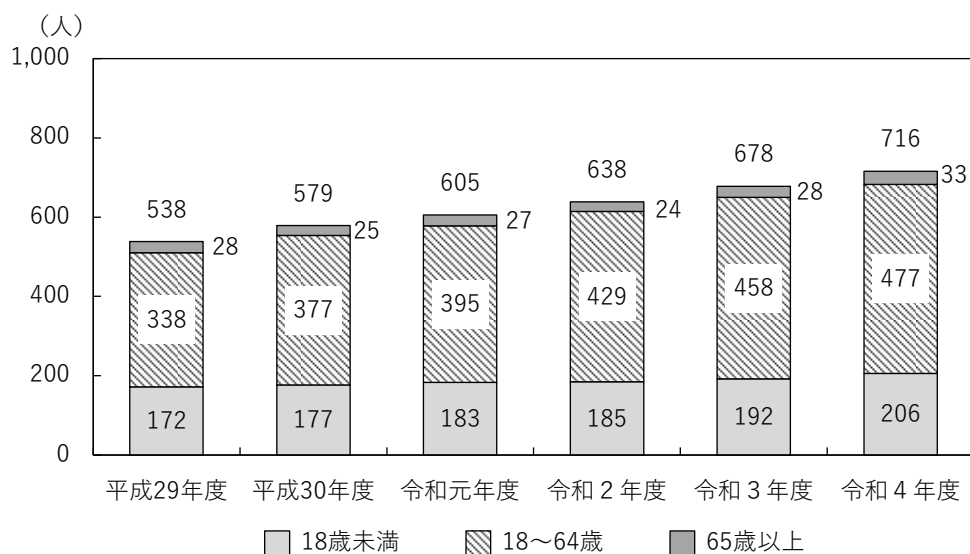
資料:障がい福祉課(各年度末現在)

(2)知的障がいのある人

療育手帳交付数の推移をみると、平成 29 年度以降増加傾向が続いており、令和 4 年度末現在で 716 人となっています。

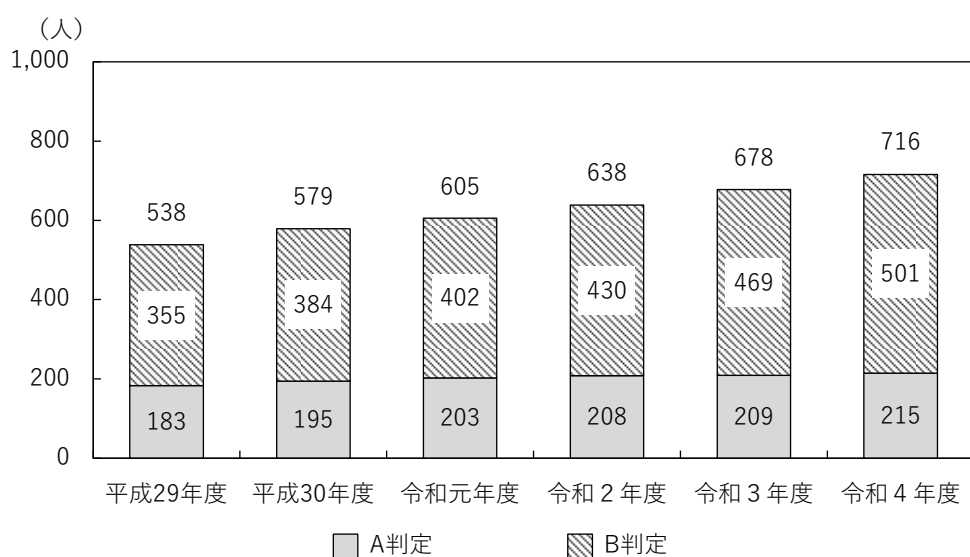
年齢別でみると、どの年齢層も増加傾向にあります。平成 29 年度から令和 4 年度の変化では、18～64 歳の増加率が最も多く、令和 4 年度末現在で 477 人と、平成 29 年度の 41.1% 増となっています。判定別でみると、B 判定の増加率が最も高く、令和 4 年度末現在で 501 人と、平成 29 年度の 41.1% 増となっています。

◆年齢別療育手帳交付数の推移



資料：障がい福祉課(各年度末現在)

◆判定別療育手帳交付数の推移



資料：障がい福祉課(各年度末現在)

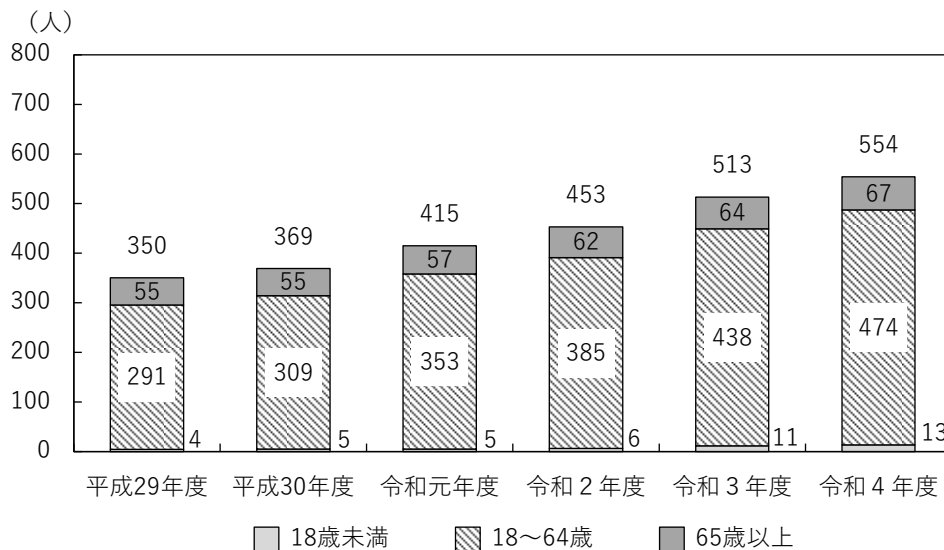
(3)精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移をみると、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて全体的に増加傾向にあり、令和 4 年度末現在で 554 人となっています。

年齢別でみると、どの年齢層も増加傾向にあります。平成 29 年度から令和 4 年度の変化では、18 歳未満の増加率が最も多く、令和 4 年度末現在で 13 人と、平成 29 年度の 225.0% 増となっています。18～64 歳も増加しており、令和 4 年度末現在で 474 人と、平成 29 年度の 62.9% 増となっています。

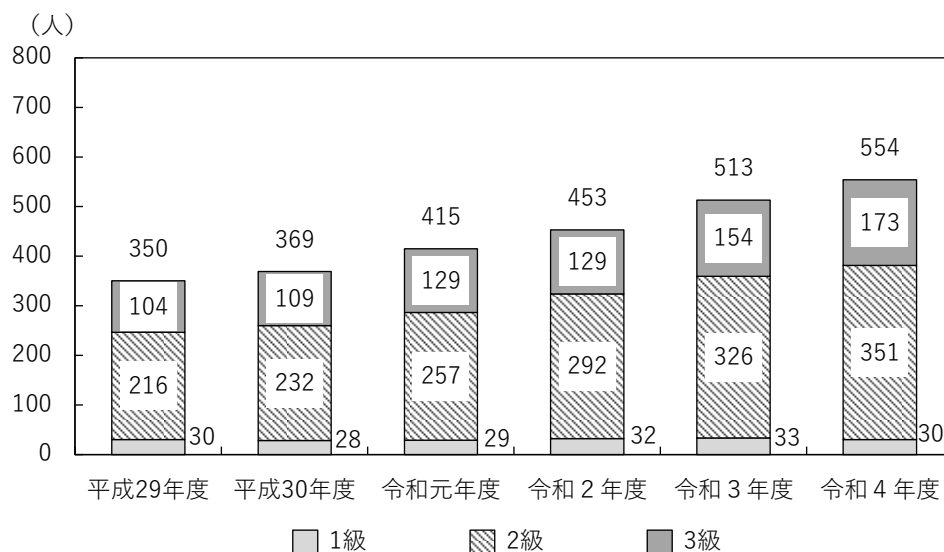
また、等級別でみると、3 級の増加率が最も高く、令和 4 年度末現在で 173 人と、平成 29 年度の 66.3% 増、次いで 2 級が平成 29 年度の 62.5% 増となっています。

◆年齢別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



資料：障がい福祉課(各年度末現在)

◆障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



資料：障がい福祉課(各年度末現在)

3. 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

① 公的サービスの現状

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの令和4年度にかけて増加に転じ、令和4年度末の利用者数は171人となっています。

◆補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者延べ人数	152	169	145	171

※各年度3月31日現在

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は緩やかに増加しており、対象人数は令和4年度で51人となっています。

◆心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象人数	45	47	48	51

※各年度3月31日現在

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、利用件数が令和元年度は4件で、以降は増減を繰り返しながら推移し、令和4年度の利用はありませんでした。

◆在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数（件）	4	2	3	0
助成額（千円）	1,029	684	1,050	0

※各年度3月31日現在

②保健・医療サービス

(ア)自立支援医療(育成医療)の給付

自立支援医療（育成医療）の受給者数は減少傾向で推移しており、令和元年度で 27 人、令和 4 年度では 20 人となっています。

◆自立支援医療（育成医療）の給付

（単位：人）

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
肢体不自由	7	6	7	5
視覚障がい	2	3	1	1
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	16	13	13	14
じん臓障がい	0	0	0	0
その他内臓障がい	2	0	0	0
計	27	22	21	20

※各年度 3 月 31 日現在

(イ)自立支援医療(更生医療)の給付

自立支援医療（更生医療）の受給者数は令和元年度から増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度で 170 人、令和 4 年度では 167 人となっています。

◆自立支援医療（更生医療）の給付

（単位：人）

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
肢体不自由	25	19	12	13
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	2	2	2	2
じん臓障がい	119	129	124	126
その他内臓障がい	24	33	26	26
計	170	183	164	167

※各年度 3 月 31 日現在

(ウ)自立支援医療(精神通院医療)の給付

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は令和元年度から増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度で 949 人、令和 4 年度では 1,158 人となっています。

◆自立支援医療（精神通院医療）の給付

（単位：人）

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象人数	949	1,124	1,067	1,158

※各年度 3 月 31 日現在

(工)重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は令和元年度から増減を繰り返しながら推移しており、受給者数は令和元年度で 472 人、令和 4 年度で 471 人となっています。

◆重度心身障がい老人等医療費の助成

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数（人）	472	524	474	471
年間受診件数（件）	13,685	12,451	12,767	13,022
1 人当たり助成額（円）	88,655	75,015	85,424	79,348

※各年度 3 月 31 日現在

(オ)心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、受給者数が令和 4 年度で 599 人となっています。

◆心身障がい者（児）医療費の助成

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数（人）	591	557	595	599
年間受診件数（件）	15,041	14,319	14,668	15,116
1 人当たり助成額（円）	177,602	164,720	143,531	140,905

※各年度 3 月 31 日現在

(カ)福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は年々増加しており、受給者数が令和 4 年度で 12,076 人となっています。

◆福祉医療費の助成

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数（人）	8,445	8,640	10,173	12,076
年間受診件数（件）	150,922	140,745	156,974	169,346
1 人当たり助成額（円）	45,107	33,387	37,105	32,408

※各年度 3 月 31 日現在

※子ども入院医療助成を含む

※精神障がい者精神科通院医療費助成は含まない

4. 第6期計画の障がい福祉サービスの実績

(1)訪問系サービス

訪問系サービスは、令和4年度と令和3年度で比較すると月平均利用者数が11.4%増、サービス利用時間が8.4%増となっています。利用者は増加している一方で、実績値は計画値を下回っています。サービス利用時間も増加しており、実績値が計画値を上回る結果となっています。

◆訪問系サービスの計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	29,280 時間	29,320 時間	31,476 時間	31,795 時間	33,794 時間	15,833 時間
	258 人 (158 人)	216 人 (123 人)	277 人 (170 人)	246 人 (137 人)	298 人 (183 人)	262 人 (144 人)

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※年間延べ利用時間、各年度末日における支給決定者数、()内は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(2)日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、サービス量ともに伸びており、サービス利用日数では実績値が計画値を上回って推移しています。

自立訓練の「機能訓練」については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用は計画値に対して少なくなっています。令和4年度でみると、実績値は計画値に対して約10%未達となっています。「生活訓練」の利用も減少しており、計画値を大きく下回っています。

就労移行支援は、令和3年度のサービス利用日数では計画値に対して66.6%でしたが、令和4年度では128.0%と大きく増加しています。

就労継続支援の「A型」については、利用日数が増加しており、令和4年度では127.9%と増加しています。一方「B型」については、「A型」と同様に利用日数が増加しているものの、令和4年度の利用日数は計画値に対して96.0%となっており、概ね計画値に近い実績値となっています。

就労定着支援については、令和3年度は7人、令和4年度では6人の利用となっています。

療養介護は、利用者数に大きな変動がなく、概ね計画値に近い実績値となっています。

短期入所については、令和4年度の月平均利用者数では計画値の200.0%の実績となっている一方で、サービス利用日数は計画値に対して91.8%の実績となっています。

◆日中活動系サービスの計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	22,268 人日	23,360 人日	23,121 人日	25,062 人日	23,992 人日	13,401 人日
	1,175 人	1,250 人	1,220 人	1,355 人	1,266 人	823 人
自立訓練（機能訓練）	821 人日	77 人日	1,107 人日	116 人日	1,489 人日	93 人日
	43 人	7 人	58 人	16 人	78 人	6 人
自立訓練（生活訓練）	2,121 人日	758 人日	2,437 人日	461 人日	2,805 人日	170 人日
	121 人	53 人	139 人	42 人	160 人	14 人
就労移行支援	3,651 人日	2,431 人日	3,954 人日	5,063 人日	4,281 人日	2,088 人日
	233 人	164 人	252 人	315 人	273 人	123 人
就労継続支援（A型）	6,496 人日	8,418 人日	7,282 人日	9,314 人日	8,163 人日	5,931 人日
	339 人	444 人	380 人	490 人	426 人	308 人
就労継続支援（B型）	38,309 人日	37,581 人日	40,629 人日	39,000 人日	43,087 人日	20,256 人日
	2,229 人	2,257 人	2,364 人	2,377 人	2,507 人	1,232 人
就労定着支援	7 人	7 人	8 人	6 人	9 人	4 人
療養介護	16 人	15 人	16 人	14 人	16 人	14 人
短期入所	1,827 人日	1,255 人日	1,863 人日	1,710 人日	1,863 人日	830 人日
	128 人 (14 人)	136 人 (30 人)	131 人 (15 人)	142 人 (30 人)	131 人 (15 人)	151 人 (32 人)

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※上段は年間延べ利用日数、下段は年間延べ利用者数。

ただし、就労定着支援については月平均利用者数、療養介護については月平均延べ利用者数、短期入所については、上段は年間延べ利用日数、下段は支給決定者数、（ ）内は月平均利用者数

※「人日」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

資料：障がい福祉課

(3)施設系サービス

共同生活援助の月平均利用者数は増加しており、利用実績が計画値を下回っています。

施設入所支援の利用者数は横ばい傾向で、令和4年度の年間延べ利用者数でみると、計画値に対し実績値は91.6%となっています。

◆施設系サービスの計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	449 人 (38 人)	505 人 (42 人)	507 人 (43 人)	676 人 (56 人)	531 人 (45 人)	371 人 (63 人)
施設入所支援	419 人 (35 人)	393 人 (33 人)	430 人 (36 人)	394 人 (33 人)	441 人 (37 人)	194 人 (33 人)
自立生活援助	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	0 人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※年間延べ利用者数、()内は月平均利用者数、自立生活援助については月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(4)相談支援

計画相談支援は増加傾向で推移しており、計画値を上回る実績となっています。地域定着支援はほぼ計画値通りの実績となっています。地域移行支援は利用がありませんでした。

◆相談支援の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	335 人	381 人	339 人	404 人	343 人	419 人
地域移行支援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	2 人	3 人	2 人	3 人	2 人	2 人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※計画相談支援は年間利用実人数、その他は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(5)地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業については、計画通り設置し、相談に応じた相談体制を整備しています。

◆相談支援事業の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
一般相談支援委託事業所	既存の1か所において継続して運営					
障害者虐待防止センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、増加傾向で推移しているものの、計画値をやや下回っており、令和4年度では51件の実績となっています。

◆成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	56件	46件	62件	51件	68件	36件
		5件		8件		2件

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※上段は利用件数、下段（実績値）は、申立て支援と後見人報酬助成件数の合計

資料：障がい福祉課

③成年後見制度法人後見支援事業

法人後見の実施を予定する法人がなかったため、実施には至りませんでした。今後、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合は、事業の実施を検討します。

◆成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度法人後見支援事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

④意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、令和４年度における専任手話通訳者の配置は１人となっています。

◆意思疎通支援事業の計画と実績

区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者数	２人	２人	２人	１人	２人	１人
派遣件数（委託も含む）	３５６件	１９８件	３６６件	２０８件	３７６件	９４件

※各年度３月３１日現在、令和５年度は９月３０日現在

資料：障がい福祉課

⑤日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業については、介護・訓練支援用、自立生活支援用具は増加傾向で推移しており、令和４年度の利用実績が計画値を上回っています。

在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は増加傾向で推移しているものの、計画値を下回る実績となっています。

排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具は概ね横ばいで推移しており、計画値を下回る実績となっています。

重度障がい者バリアフリー化支援機器は、令和３年度の利用実績が計画値を上回っています。

◆日常生活用具給付事業の計画と実績

区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	４件	７件	４件	８件	４件	２件
②自立生活支援用具	６件	３件	６件	７件	６件	５件
③在宅療養等支援用具	３０件	１２件	３２件	１４件	３４件	１２件
④情報・意思疎通支援用具	２０件	８件	２７件	１５件	３７件	１件
⑤排泄管理支援用具	１,５８６件	１,５７３件	１,６４３件	１,５６９件	１,７０２件	１,０７９件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	２件	１件	２件	１件	２件	０件
⑦重度障がい者バリアフ リー化支援機器	２件	３件	２件	２件	２件	０件

※各年度３月３１日現在、年間延べ給付件数、令和５年度は９月３０日現在

資料：障がい福祉課

⑥手話奉仕員養成・研修事業

手話奉仕員養成・研修事業については、令和４年度で９人の実績となっており、計画値を下回っています。

◆手話奉仕員養成・研修事業の計画と実績

区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成・研修事業	20 人	14 人	20 人	9 人	20 人	18 人

※各年度３月３１日現在、令和５年度は９月３０日現在

※受講者数

資料：障がい福祉課

⑦移動支援事業

移動支援事業は、コロナ禍での外出控えがあり、令和３年度は実績値が低くなっていますが、令和４年度以降は、コロナ前の水準で推移しています。

◆移動支援事業の計画と実績

区 分	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	35 か所	2,700 人	36 か所	2,328 人	35 か所	2,700 人	37 か所	2,532 人	35 か所	2,700 人	40 か所	1,342 人
	6,659 時間		5,427 時間		6,659 時間		6,176 時間		6,659 時間		3,380 時間	

※各年度３月３１日現在、令和５年度は９月３０日現在

※委託事業者数、年間延べ利用者数、年間延べ利用時間数

資料：障がい福祉課

⑧地域活動支援センター

地域活動支援センターの基礎的事業については、年間延べ利用者数の実績値が計画値を上回る状況となっています。

◆地域活動支援センターの計画と実績

区 分	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
基礎的事業	2 か所	1,073 人	2 か所	2,130 人	2 か所	1,108 人	2 か所	2,057 人	2 か所	1,143 人	2 か所	1,084 人

※各年度３月３１日現在、令和５年度は９月３０日現在

※委託事業者数、年間延べ利用者数

※Ⅰ型とⅡ型を合計した人数

資料：障がい福祉課

⑨その他のサービス

日中一時支援事業については、利用者数が増加しており、令和４年度の実績値は 173 人で、計画値を上回っています。

訪問入浴サービス事業は、計画値通りの実績となっています。

上記以外のサービスについては、計画値を下回る実績となっています。

◆その他のサービスの計画と実績

区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業	162 人	143 人	164 人	173 人	166 人	170 人
訪問入浴サービス事業	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	710 人	0 人	710 人	18 人	710 人	217 人
点字・声の広報等発行事業	12 人	9 人	12 人	9 人	12 人	7 人
生活行動訓練事業	25 人	0 人	25 人	18 人	25 人	15 人
芸術・文化開催事業	8 人	0 人	8 人	0 人	8 人	0 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 5 年度は 9 月 30 日現在

※実利用者数。ただし、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

※「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」「生活行動訓練事業」の令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかったため 0 人

※「芸術・文化開催事業」については、団体が解散したことにより実施できなかった。

資料：障がい福祉課

(6)障がい児支援サービス

①障がい児通所支援サービス

児童発達支援は、計画値を上回るサービスの利用がありました。

放課後等デイサービスは計画値を下回っているものの、利用者数及び利用日数は年々増加しています。

医療型児童発達支援は、利用がありませんでした。

保育所等訪問支援は、今後も利用者数が微増で推移する見込みです。

◆障がい児通所支援サービスの計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	4,137 人日	4,137 人日	4,429 人日	4,889 人日	4,770 人日	2,936 人日
	85 人	90 人	91 人	94 人	98 人	102 人
医療型児童発達支援	49 人日	0 人日	49 人日	0 人日	49 人日	0 人日
	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	102 人日	12 人日	102 人日	12 人日	102 人日	0 人日
	2 人	3 人	2 人	6 人	2 人	0 人
放課後等デイサービス	25,832 人日	21,108 人日	31,782 人日	23,712 人日	39,039 人日	14,423 人日
	178 人	141 人	219 人	165 人	269 人	197 人
保育所等訪問支援	48 人日	84 人日	60 人日	72 人日	84 人日	64 人日
	4 人	4 人	5 人	8 人	7 人	6 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 5 年度は 9 月 30 日現在

※上段は年間延べ利用日数、下段は月平均利用者数

ただし、医療型児童発達支援の計画値のみ月間延べ利用日数

※「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率加味）」

資料：障がい福祉課

②障がい児相談支援

障がい児相談支援については、令和 4 年度では計画値を下回っていますが、少しずつ増加しています。

◆障がい児相談支援の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい児相談支援	231 人	174 人	269 人	179 人	313 人	191 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 5 年度は 9 月 30 日現在

※年間実利用者数

資料：障がい福祉課

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和4年度では配置に至っておりません。

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	0人	1人	0人	1人	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

(7)その他活動指標

①発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数は令和3年度から令和4年度にかけて減少しているものの、計画値を上回って推移しています。

ペアレントメンターの人数は令和3年度以降4人となっており、計画値を上回って推移しています。

◆発達障がい者等に対する支援の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	10人	16人	10人	11人	10人	4人
ペアレントメンターの人数	1人	4人	1人	4人	1人	4人
ピアサポート活動への参加人数	※	3人	※	1人	※	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

※ピアサポート活動への参加人数の計画値は、ニーズに合わせて検討していくこととしていた

資料：障がい福祉課

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、関係者ごとの参加者数は計画値を上回って推移しています。一方で、協議の場における目標設定及び実施には至っていません。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
協議の場の開催回数	5回	2回	5回	4回	5回	1回
関係者ごとの参加者数	22人	36人	22人	92人	22人	21人
協議の場における目標設定及び実施回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

◆精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域移行支援	2人	1人	2人	0人	2人	0人
うち精神	1人	1人	1人	0人	1人	0人
地域定着支援	2人	2人	2人	3人	2人	2人
うち精神	1人	1人	1人	0人	1人	2人
共同生活援助	2人	42人	2人	56人	2人	63人
うち精神	1人	9人	1人	10人	1人	13人
自立生活援助	2人	1人	2人	1人	2人	0人
うち精神	1人	1人	1人	1人	1人	0人

※各年度3月31日現在、令和5年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

③相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組は、訪問等による専門的な指導・助言件数は計画値をやや下回っています。

一方で、相談支援事業者の人材育成の支援件数及び相談機関との連携強化の取組の実施回数は計画値通りの実績値となっています。

◆相談支援体制の充実・強化のための取組の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問等による専門的な指導・助言件数	144 件	57 件	144 件	133 件	144 件	102 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件	3 件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	3 回

※各年度 3 月 31 日現在、令和 5 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

④障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組は、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用の実績値は増加しているものの、計画値を下回って推移しています。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有は実施に至っていません。

◆障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい福祉サービス等に 係る各種研修の活用	5 人	3 人	5 人	4 人	5 人	10 人
障害者自立支援審査支払 等システムによる審査結 果の共有	2 回	0 回	2 回	0 回	2 回	0 回
指導監査結果の関係市町 村との共有	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回

※各年度 3 月 31 日現在、令和 5 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

5. 各種アンケート調査結果

調査実施概要①

○障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に、障害者手帳所持者等を対象に実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	2,000 件	1,030 件	51.5%

調査実施概要②

○障がい者福祉サービスを検討する際の参考とすることを目的に、市内で障がいのある人へのサービスを提供している事業所を対象に実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
事業所	45 件	22 件	48.9%

(1)障がいのある人に対するアンケート調査結果

〈暮らしや日常生活等について〉

〔問3〕あなたがいっしょに住んでいるご家族はだれかをお答えください。

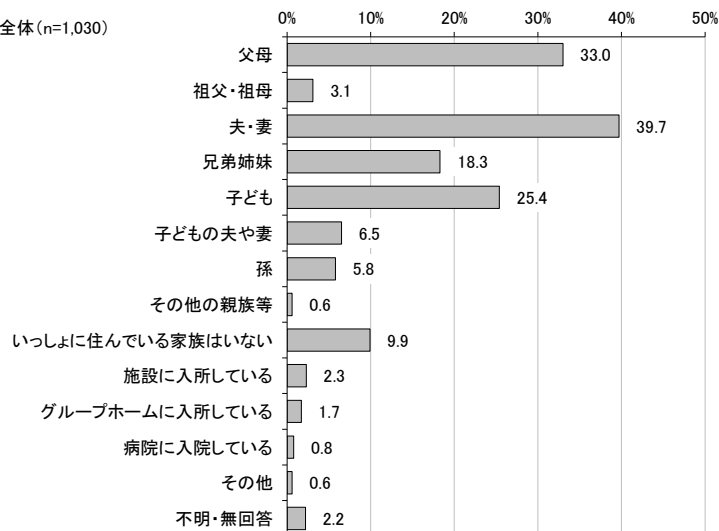
〔問34〕あなたは、今後どのように暮らしていきたいとお考えですか。

現在いっしょに住んでいる家族についてみると、「夫・妻」が 39.7%と最も多く、次いで「父母」が 33.0%となっています。今後の暮らし方についてみると、「家族の手助けを受けながら自宅で暮らしたい」が 51.9%と最も多くなっています。

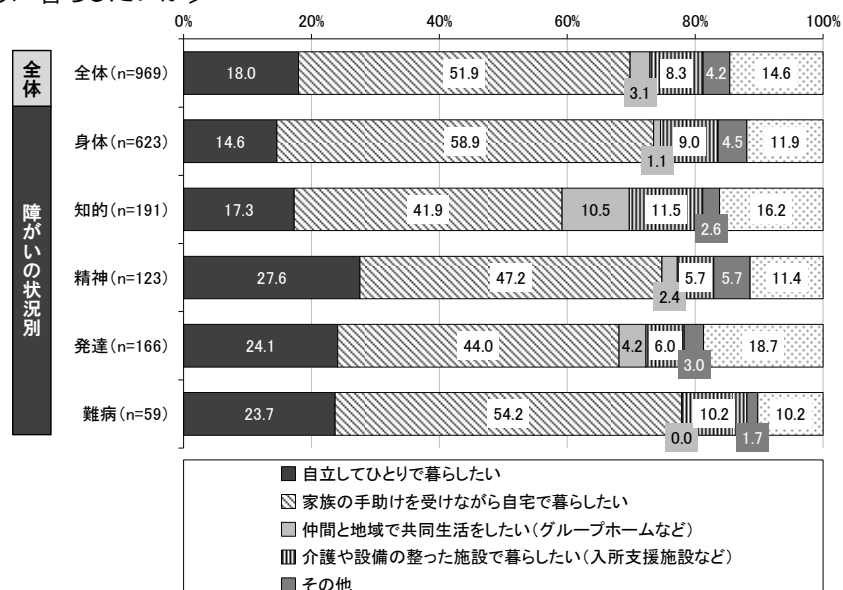
POINT

○本市に住んでいる障がいのある人は、父母や夫・妻とで暮らしている人が多く、今後の暮らしについては家族や親族等と暮らしたい意向があり、在宅で過ごすための支援や家族が高齢になっても安心して暮らせる支援が求められています。

〔だれと暮らしているか〕 全体(n=1,030)



〔今後どのように暮らしたいか〕

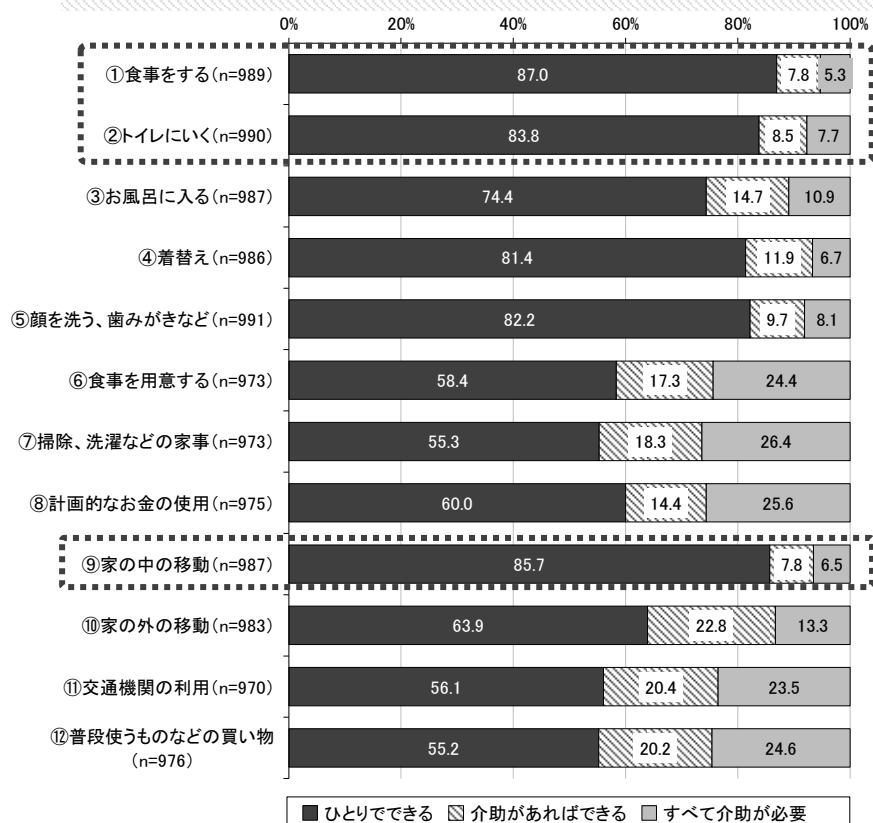


〔問9〕あなたは日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

日常生活における生活動作についてみると、いずれの項目も「ひとりでできる」が最も多く、特に食事(87.0%)、トイレ(83.8%)、家の中の移動(85.7%)で多くなっています。一方、家の外の移動では「介助があればできる」も22.8%となっています。

POINT

○主に介助する人が、「家族」「親族」等と回答した人の介助者・支援者の年齢は70歳以上が多くなっており、国で課題となっている「8050問題(80歳の親が50歳の子をみる)」が現実的な問題となっていることがわかります。



〔介助者・支援者の年齢〕

単位: %		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
全体 (n=623)		1.9	1.0	8.8	18.8	21.5	16.9	31.1
障がい の 状 況 別	身体 (n=394)	0.5	0.5	3.6	12.9	20.8	20.8	40.9
	知的 (n=141)	1.4	0.7	12.8	28.4	31.9	12.1	12.8
	精神 (n=62)	1.6	3.2	14.5	22.6	22.6	14.5	21.0
	発達 (n=127)	2.4	1.6	14.2	33.1	26.0	10.2	12.6
	難病 (n=46)	0.0	2.2	4.3	26.1	15.2	13.0	39.1

〔問 10〕あなたが介助してもらう人(介助者)について、不安や心配に感じていることは何ですか。

介助者について困ったり、不安に思うことについてみると、「介助者の健康」が57.8%と最も多く、次いで「介助者の体力面」が31.6%、「介助者が高齢であること」が28.3%となっています。

POINT

○手帳の種別によって、困りごとや不安等に思うことに違いがでていることがわかります。特に、〔精神〕では、経済面や精神面のこと、〔難病〕では、緊急時の対応や日常でも目を離せないことに不安を思うことが多くなっています。

単位：％		介助者の健康	介助者が高齢であること	頼めわりに人が介助ない	介助者が仕事をしに	介助者が外れや旅行	介助者の休養がない	緊急時の対応
全体(n=632)		57.8	28.3	25.6	8.4	12.0	14.1	23.6
前回(n=813)		67.0	30.3	26.1	8.1	13.5	13.7	29.3
性別	男性(n=341)	56.6	29.0	26.1	7.0	10.9	12.9	23.5
	女性(n=280)	58.6	27.1	25.0	9.6	12.5	15.7	23.9
障がい の 状況 別	身体(n=377)	63.9	34.2	26.5	9.5	14.3	14.9	26.5
	知的(n=156)	54.5	21.2	32.7	9.6	10.3	18.6	27.6
	精神(n=70)	62.9	22.9	27.1	4.3	10.0	14.3	18.6
	発達(n=142)	52.8	14.8	25.4	7.7	4.2	14.8	19.7
	難病(n=51)	74.5	39.2	29.4	19.6	23.5	31.4	35.3

単位：％		介助者の経済面	介助者の精神面	介助者の体力面	相談相手がいない	その他	特にない
全体(n=632)		20.7	22.3	31.6	5.9	0.9	20.6
前回(n=813)		21.4	23.9	31.4	6.6	1.4	14.4
性別	男性(n=341)	19.4	22.0	33.4	5.6	0.6	22.0
	女性(n=280)	20.7	22.3	31.6	5.9	0.9	20.6
障がい の 状況 別	身体(n=377)	17.2	20.4	32.4	5.0	0.8	15.1
	知的(n=156)	25.0	26.3	40.4	6.4	0.6	21.2
	精神(n=70)	44.3	38.6	40.0	11.4	1.4	15.7
	発達(n=142)	21.8	23.9	35.9	4.2	0.7	27.5
	難病(n=51)	27.5	23.5	45.1	11.8	0.0	7.8

〈相談について〉

〔問 35〕あなたにとって住みよいまちをつくるためには、どのようなことが必要だとお考えですか。

住みよいまちをつくるために必要なことについてみると、「相談体制の充実」が58.8%と最も多く、次いで「手続きの簡素化」が54.5%、「情報提供の充実」が41.4%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、〔身体〕〔精神〕〔発達〕では「相談体制の充実」、〔知的〕〔難病〕では「手続きの簡素化」がそれぞれ最も高くなっています。

単位：％		なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	参加しやすいスポーツ・文化活動の充実	いろいろなボランティア活動の育成	在宅での生活や介護がしやすいよう、保健・福祉のサービスの充実	職業訓練などの生活訓練の充実	地域とともに学べる教育・教育内容の充実	職業訓練の確保
全体(n=968)		58.8	54.5	41.4	26.8	15.2	9.4	35.1	21.1	8.9	16.5
前回(n=1,211)		55.4	58.1	39.6	24.6	16.4	10.2	35.3	19.6	7.2	16.0
性別	男性(n=516)	61.0	53.9	42.8	28.3	17.2	9.5	31.0	20.0	9.9	17.8
	女性(n=433)	56.4	55.4	41.3	26.1	12.9	9.7	39.7	22.6	8.1	15.2
障がいの状況別	身体(n=617)	58.5	54.3	42.0	23.5	11.5	9.6	40.4	20.9	4.7	8.1
	知的(n=194)	58.8	61.9	46.9	30.4	20.6	8.8	29.4	22.7	12.9	27.8
	精神(n=123)	59.3	51.2	40.7	36.6	21.1	10.6	30.1	22.0	9.8	28.5
	発達(n=170)	66.5	60.0	44.7	32.4	22.4	7.6	24.7	26.5	14.1	39.4
	難病(n=63)	61.9	68.3	38.1	23.8	14.3	6.3	47.6	31.7	0.0	14.3

単位：％		障がいの有無にかかわらず、誰もが利用できる道路・改善	建物などの整備・改善	住宅がいに配慮した公営の整備など、生活の場の確保	災害や緊急時の避難誘導体制の整備	障がいの福祉理解を促すための活動の充実	その他	特にない
全体(n=968)		15.5	20.8	23.9	22.9	18.7	2.8	10.3
前回(n=1,211)		19.8	23.0	24.7	29.8	21.3	2.1	6.8
性別	男性(n=516)	16.7	20.5	23.3	21.1	19.2	2.9	10.9
	女性(n=433)	14.1	21.2	24.9	25.4	18.5	2.3	9.9
障がいの状況別	身体(n=617)	14.9	23.2	20.1	24.1	15.2	2.4	10.2
	知的(n=194)	15.5	17.5	39.7	29.4	27.3	3.1	9.8
	精神(n=123)	17.1	19.5	26.0	19.5	24.4	7.3	14.6
	発達(n=170)	18.8	18.8	34.1	22.9	31.2	3.5	8.2
	難病(n=63)	14.3	23.8	23.8	31.7	25.4	0.0	7.9

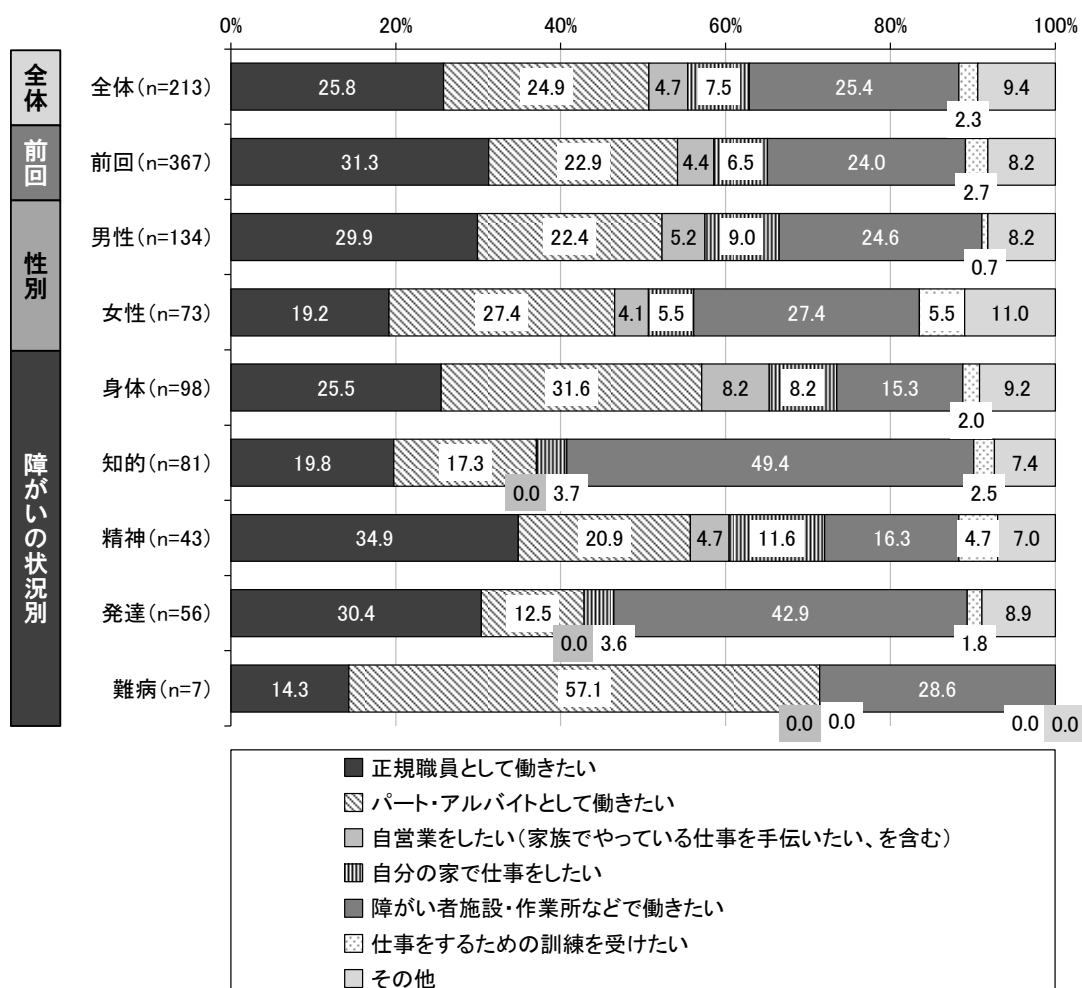
〈就労について〉

〔問 16〕今後の仕事についてどのようにお考えですか。

今後の仕事についてどのように考えているかについてみると、全体では「正規職員として働きたい」が25.8%と最も高く、次いで「障がい者施設・作業所などで働きたい」が25.4%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、〔身体〕〔難病〕では「パート・アルバイトとして働きたい」、〔知的〕〔発達〕では「障がい者施設・作業所などで働きたい」、〔精神〕では「正規職員として働きたい」がそれぞれ最も高くなっています。



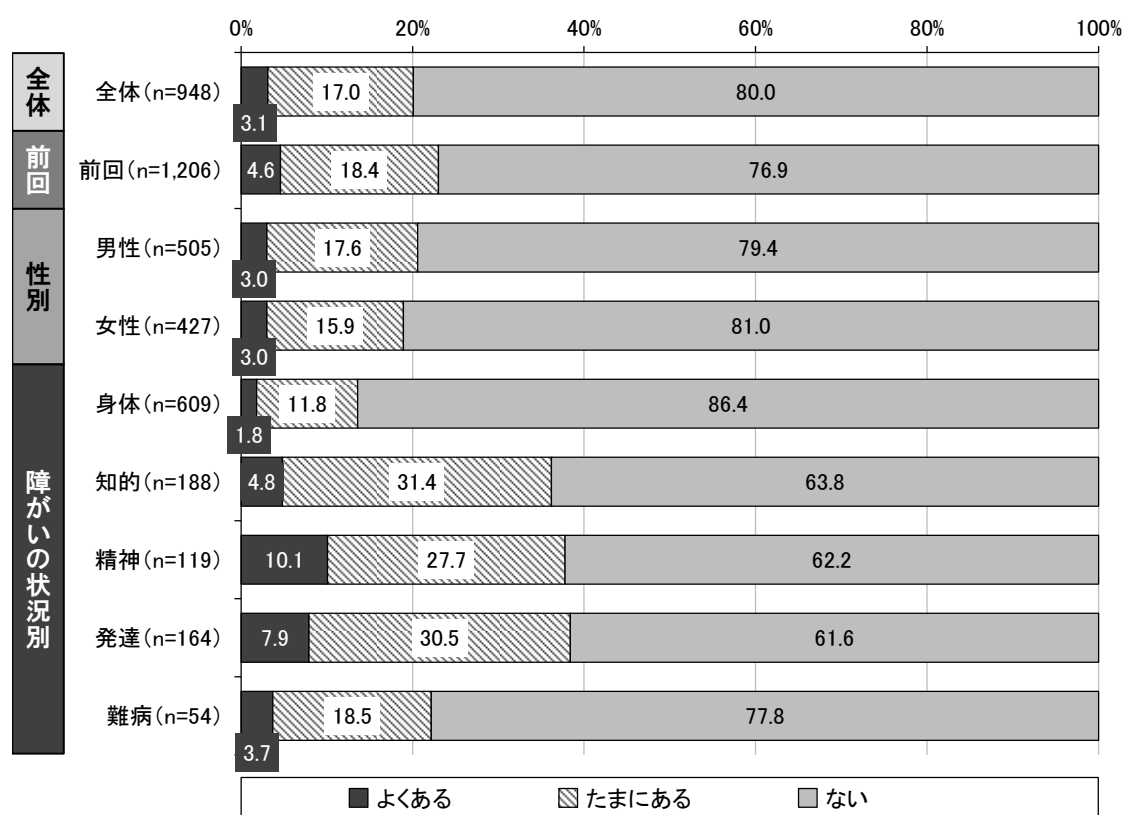
〈権利擁護について〉

〔問 27〕あなたは日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることはありませんか。

日常生活において、障がいがある理由で差別や偏見を受けたり、嫌がらせ等をされた経験の有無についてみると、「ない」が80.0%と最も多く、次いで「たまにある」が17.0%、「よくある」が3.1%となっています。

POINT

○〔知的〕〔精神〕〔発達〕は、「ある」と回答している人が多くっており、障害種別によって違いがでていることがわかります。



〈災害時の対応について〉

〔問 23〕火事や地震などの災害が発生したときに、あなたはどのようなことが困ると思いますか。

災害発生時に困ることについてみると、全体では「安全なところまですばやく避難できない」が44.4%と最も高く、次いで「どのように対応すべきか判断できない」が38.3%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、〔身体〕〔難病〕では「安全なところまですばやく避難できない」、〔知的〕〔発達〕では「どのように対応すべきか判断できない」、〔精神〕では「どのように対応すべきか判断できない」「避難場所で、その場や人になじむことができない」がそれぞれ最も高くなっています

単位：%		何が起こっているのか把握できない	どのように対応すべきか判断できない	周りの人に介助を求めることができない	安全なところまですばやく避難できない	避難場所で、その場や人になじむことができない	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない	避難場所で、治療（必要な薬をもらうこと含む）を受けることが難しい	避難場所のある障がい者が生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない
全体（n=960）		29.8	38.3	20.6	44.4	24.7	23.0	30.6	23.4	6.1	17.1
前回（n=1,250）		26.7	36.3	20.8	44.8	25.7	20.7	37.4	23.3	5.6	18.2
性別	男性（n=513）	31.0	39.4	19.7	40.5	26.3	24.6	27.3	21.4	4.9	20.1
	女性（n=426）	29.3	37.8	22.3	49.3	22.5	21.4	35.0	26.3	7.5	13.1
障がいの状況別	身体（n=608）	23.0	25.2	14.8	46.7	11.3	16.4	31.9	28.9	6.4	19.4
	知的（n=195）	56.4	73.3	43.1	54.9	49.2	45.1	35.4	24.6	3.6	9.2
	精神（n=123）	26.0	47.2	24.4	29.3	47.2	20.3	39.0	9.8	9.8	9.8
	発達（n=170）	48.8	68.8	35.3	46.5	52.9	40.0	30.0	18.8	5.9	7.6
	難病（n=62）	24.2	29.0	24.2	72.6	21.0	21.0	46.8	40.3	3.2	4.8

〈今後の施策について〉

〔問 56〕障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、どのようなことが重要だと思いますか。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なことについてみると、全体では「近所どうしのつきあいを深めること」が 38.9%と最も高く、次いで「入所施設を充実させること」が 29.5%となっています。

POINT

○障がいの状況別にみると、〔身体〕では「近所どうしのつきあいを深めること」、〔知的〕〔発達〕では「入所施設を充実させること」、〔精神〕では「わからない」、〔難病〕では「生活介護などの通所施設を充実させること」がそれぞれ最も高くなっています。

単位：%		近所どうしのつきあいを深めること	障がいのある人どうしの交流を深めること	障がいのある人が民生委員・児童委員との関わりを深めること	民生委員・児童委員などの活動を充実させること	ボランティアなどを育成して、活動してもらうこと	生活介護などの通所施設を充実させること	訪問系のサービスを充実させること	短期入所（ショートステイ）施設を充実させること	グループホームを充実させること	入所施設を充実させること	その他	わからない
全体（n=946）		38.9	21.5	21.7		14.3	26.3	27.4	21.9	17.7	29.5	3.3	20.6
前回（n=1,184）		46.5	23.2		21.5	16.5	29.0	27.1	23.4	17.1	30.0	2.2	16.3
性別	男性（n=509）	39.9	21.2	21.4		13.8	24.4	24.8	19.3	18.5	26.7	2.9	21.6
	女性（n=418）	38.3	22.0	21.8		15.6	29.2	30.4	25.8	17.5	33.3	3.6	19.1
障がいの状況別	身体（n=598）	44.0	16.9	22.1		14.2	25.6	30.1	23.9	14.5	30.3	2.5	19.2
	知的（n=193）	27.5	28.0	19.7		14.0	33.7	23.3	26.9	36.3	40.4	3.1	19.7
	精神（n=124）	26.6	24.2	16.9		12.1	20.2	20.2	10.5	13.7	17.7	8.1	29.0
	発達（n=170）	31.2	31.2	22.4		12.9	30.0	24.7	21.8	27.6	34.1	4.7	22.4
	難病（n=60）	36.7	25.0	30.0		13.3	40.0	38.3	35.0	16.7	38.3	1.7	13.3

(2)障がい福祉サービス事業所に対するアンケート調査

〈事業運営の課題について〉

〔問1③〕円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることはありますか。

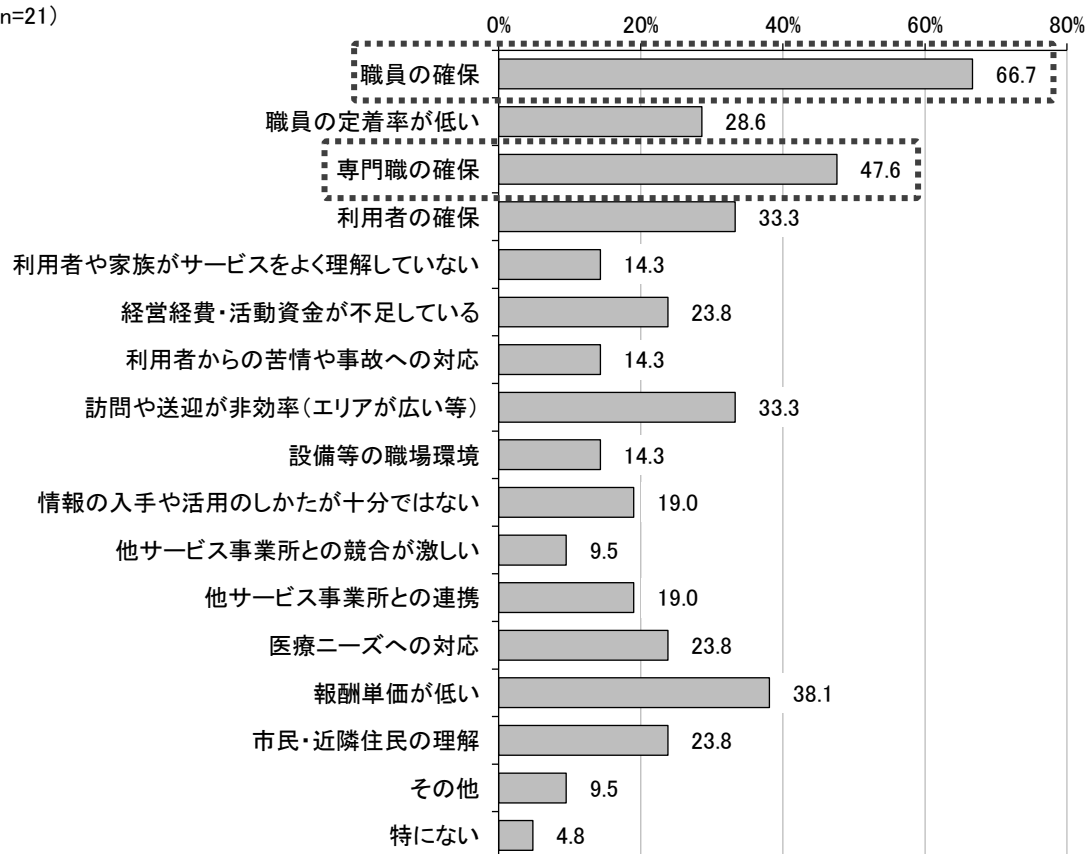
円滑な事業運営を進めていく上での問題についてみると、「職員の確保」が66.7%と最も高く、次いで「専門職の確保」が47.6%となっています。

POINT

○サービスのニーズに対応できる職員・専門職の確保が問題となっており、今後は、障がいのある人のニーズと事業所の状況を把握しながら、サービスを提供する必要があります。

◆問1③ 円滑な事業運営を進めていく上での問題

全体(n=21)



〈人材の確保・定着について〉

〔問2①〕貴事業所における人材の確保について、おおむねどのような状況ですか。

〔問2②〕貴事業所における職員の定着について、おおむねどのような状況ですか。

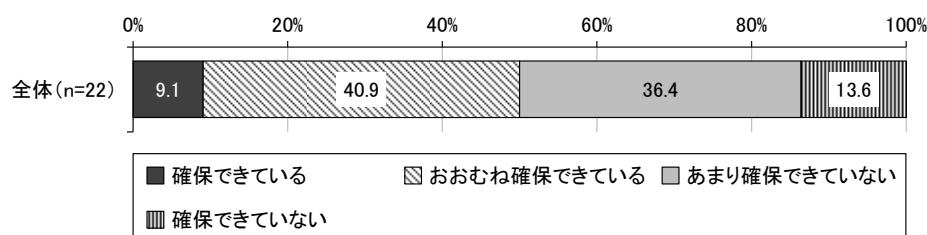
〔問2③〕貴事業所における人材の確保に向けての課題はどのようなことですか

人材の確保についてみると、「おおむね確保できている」が40.9%と最も高く、次いで「あまり確保できていない」が36.4%、「確保できていない」が13.6%となっています。

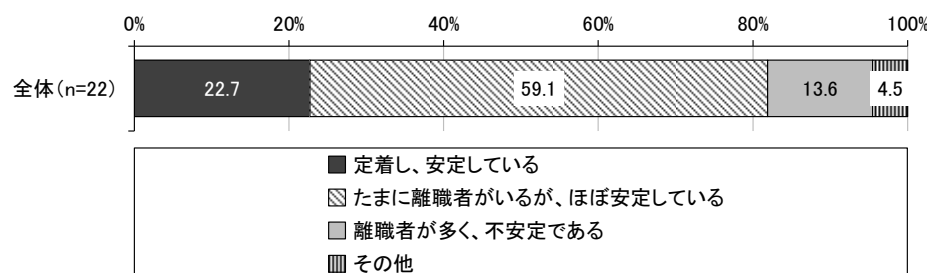
職員の定着についてみると、「たまに離職者がいるが、ほぼ安定している」が59.1%と最も高く、次いで「定着し、安定している」が22.7%、「離職者が多く、不安定である」が13.6%となっています。

人材の確保に向けての課題についてみると、「採用に向けた採用戦略・方針が明確になっていない」が45.5%と最も高く、次いで「求職者とのマッチングが難しい」が31.8%、「処遇改善や働きやすい環境の整備が十分にできていない」が27.3%となっています。

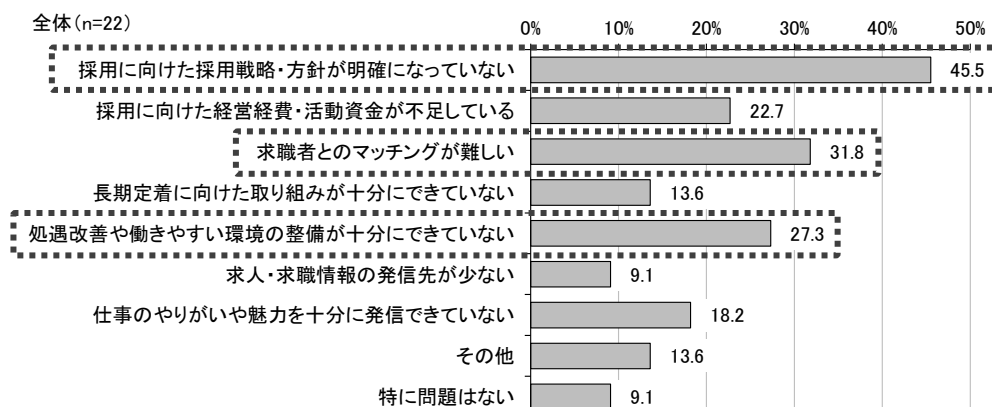
◆問2① 人材の確保の状況



◆問2② 職員の定着の状況



◆問2③ 人材の確保に向けての課題



6. 課題のまとめ

(1)障害者手帳所持者の傾向

身体障害者手帳は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあり、今後も動向を注意する必要があります。

またアンケート調査の結果からみても、障がいのある人とその家族の高齢化が進んでいます。障がいのある人の介助者の多くはその家族であり、介助者が抱える不安として、健康状態や緊急時の対応、精神的な負担をあげる人が多くなっています。

障がいのある人が希望する生活が、住み慣れた地域で続けられるように、支援体制を整える必要があります。



〈課題のポイント〉

- 知的障がい・精神障がいのを取得される人が増加傾向
- 介護者は障害者手帳所持者の同居の家族が多く、介護者の高齢化も問題となっている
- 介護者に何かあった時に、在宅生活を継続できるか不安に思う人が多い

(2)理解促進の必要性

障がいのある人の理解促進について、アンケート調査の結果では、障がいのある人に対する理解が進んだと感じている人は3割で、半数以上の人はこちらともいえないとなっています。一方、障がいのある人に関わっている事業所からみた理解促進については、少しずつではあるが進んでいるといった意見もありました。

また、障がいがあるために差別や偏見等を受けたと感じた答えた人のうち、地域の行事、集まり、お店等の対応でそのように感じる人が多くなっています。

今後は、学校教育やイベント等、あらゆる機会をとらえて障がいのある人となない人の交流促進、幼少期からの理解啓発、地域の行事に参加しやすい環境づくりを図っていく必要があります。



〈課題のポイント〉

- 差別や偏見等について、障がいのある人に対する理解が促進している部分もあれば、地域の行事やお店等の対応で差別や偏見等を受けたと感じる人が多くなっている
- 学校教育と連携し、幼少期から交流ができる環境をつくることや地域の行事で参加しやすい環境づくり等が求められている

(3)緊急時の対応

アンケート調査の結果では、避難場所を知っている人が6割を超えていますが、安全なところまで素早く避難できないと回答している人が4割となっています。災害時に支援してくれる人として家族をあげる人がほとんどであり、災害が起きた際に家族がいなくても避難できるよう、避難行動要支援者名簿への登録をはじめ、地域で支えあう取組を充実する必要性が高まっています。



〈課題のポイント〉

- 安全な場所まで素早く避難できない人が約4割、家族の助けを頼りにしている人が多い
- 地域での見守りの重要性が高まる中、日ごろからの地域のつながりの重要性が高まっている

(4)障がい福祉サービスの提供体制

事業所を対象としたアンケート調査の結果では、円滑な事業運営を進めていく上で、職員や専門職の確保を課題として考える事業所が多くみられます。人材の確保が十分にできていないという事業所が約5割と、事業所における人材が不足しており、障がい福祉サービスを提供する上で大きな課題となっています。

本市単独で提供が困難な障がい福祉サービスもあり、今後は滋賀県、湖南圏域の3市と連携して、障がいのある人のニーズに対応する必要があります。そのため、障がい福祉サービスのニーズを的確に捉え、需要と供給のバランスを保つための協議を進める必要があります。



〈課題のポイント〉

- 障がい福祉サービス事業所の人材不足が課題となっている
- 障がいのある人のニーズを捉えた障がい福祉サービスの提供体制の強化が求められている

第3章 計画の基本方針



1. 基本理念

一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

本市では、障がいのある人もない人も地域の一員として、一人ひとりの個性が尊重され、住み慣れたところで自分らしく主体的に、ともに支えあいながら暮らすまちづくりをめざしてきました。また、常に変化し多様化する障がい者・障がい児のニーズに対し、行政と事業者の連携を強化することにより、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の構築を進めてきました。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回計画に掲げた基本理念「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」を継承し、まち全体で障がい者施策の取組を推進します。

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

2. 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、だれもがともに支えあいながら生きていくことができる、地域共生社会の実現をめざしながら、施策の推進を図ります。

基本方針 1 障がいのある人の自立を実現する

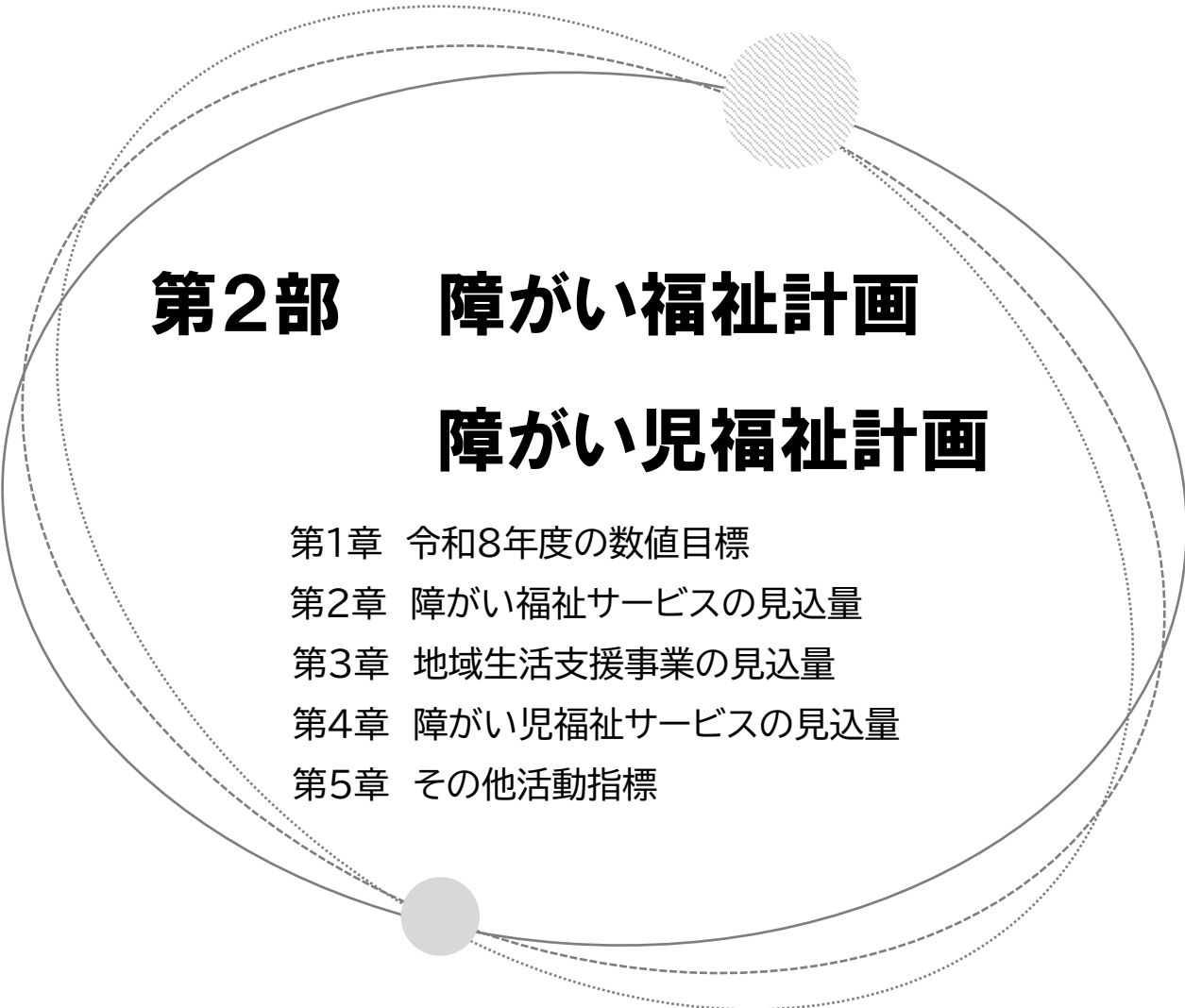
障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で自分らしく人生を送ることができるよう、自己決定や自己選択を尊重しながら、社会参画ができる個々のライフスタイルを確立できる環境づくり、日常生活の支援、雇用・就業の支援等を進め、自立できる機会の確保に努めます。

基本方針 2 障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきと毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無に関わらず様々な交流活動ができる場の創造や機会の創出を進めます。

基本方針 3 ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境や、それぞれのライフステージにも対応しながら、関係機関が密に連携を取ることで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。



第2部 障がい福祉計画

障がい児福祉計画

第1章 令和8年度の数値目標

第2章 障がい福祉サービスの見込量

第3章 地域生活支援事業の見込量

第4章 障がい児福祉サービスの見込量

第5章 その他活動指標

第1章 令和8年度の数値目標



1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

地域移行者

○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

施設入所者数の削減

○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

〈市の方向性〉

施設利用者数の見込について、本市をはじめ滋賀県では多くの入所待機者がいるなど、施設入所者数の削減は困難な状況と考えられます。本市のアンケート調査における利用ニーズをみても施設入所の利用状況は充分とはいえないものとなっています。

このため、本市では、令和8年度末時点の福祉施設入所者数を、令和4年度末時点の入所施設利用者数から増減±0の33人を目標とします。

◆福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた目標

本市の 目標	実績	地域生活に移行した人数	0人
		施設入所者数	33人
	目標	地域生活に移行する人数	2人
		令和8年度末時点での施設入所者数	33人

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

2. 地域生活支援の充実

〈国の基本指針〉

地域生活支援拠点等の充実

- 各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がい等を有する方への支援体制の整備【新規】
- 強度行動障がい等を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、湖南圏域4市で連携し、圏域での整備をめざします。

◆地域生活支援の充実に向けた目標

本市の 目標	実績	圏域での地域生活支援拠点等の整備	未整備
	目標	①地域生活支援拠点等の整備	令和6年度に 湖南4市連携 による整備を 実施予定
		②地域生活支援拠点等の運営状況の点検	上記整備後、 運営状況を検 証する場を 設置
		③強度行動障がい等を有する方への支援体制の 整備	湖南4市連携 による整備を 検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

◆地域生活支援の充実活動指標

項目	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	令和8年度までに設置		
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

3. 福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

一般就労への移行者数

○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。

〈就労移行支援事業〉令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援A型事業〉：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。

〈就労継続支援B型事業〉：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。

〈就労移行支援事業所の割合〉：一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする

就労定着支援事業利用者

○令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、一般就労への移行に向けた目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等に向けた目標

本市の 目標	実績	一般就労への移行者数	11人
		就労定着支援事業利用者数	6人
		就労定着支援事業の就労定着率	0.0%
	目標	①一般就労への移行者数	16人
		就労移行支援事業	7人
		就労継続支援A型事業	2人
		就労継続支援B型事業	7人
		就労移行支援事業所の割合	50.0%以上※
		②就労定着支援事業利用者数	9人
		③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25.0%

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

※就労移行支援事業所数は、令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

児童発達支援センターの設置

○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

保育所等訪問支援の実施

○令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標を設定します。

◆障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標

本市の 目標	実績	児童発達支援センターの設置	設置済み
		保育所等訪問支援の実施	実施
		児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場を設置、コーディネーターは未配置
	目標	①児童発達支援センターの設置	継続して維持
		②保育所等訪問支援の実施	継続して実施
		③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	継続して確保
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	継続して開催、コーディネーターについては圏域での配置を検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

5. 相談支援体制の充実・強化等

〈国の基本指針〉

相談支援体制の充実・強化等

○令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、相談支援体制の充実・強化に向けた目標を設定します。

◆相談支援体制の充実・強化等に向けた目標

本市の 目標	実績	総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済み
		総合的・専門的な相談支援の実施	実施
		訪問等による専門的な指導・助言	実施
		相談支援事業者の人材育成の支援	実施
		相談機関との連携強化の取組の実施	実施
	目標	①総合的・専門的な相談支援機関の設置	継続して維持
		②総合的・専門的な相談支援の実施	継続して実施
		③訪問等による専門的な指導・助言	継続して実施
		④相談支援事業者の人材育成の支援	継続して実施
		⑤相談機関との連携強化の取組の実施	継続して実施
		⑥個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回
		⑦主任相談支援専門員の配置数	2人
		⑧協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

〈国の基本指針〉

障がい福祉サービス等の質の向上

○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

〈市の方向性〉

国の基本方針に則し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた目標を設定します。

◆障がい福祉サービス等の質の向上に向けた目標

本市の 目標	実績	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	積極的に活用
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	未実施
	目標	①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	積極的に活用
		②障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	審査結果の共有の場の検討
		③指導監査結果の関係市町村との共有	指導監査結果の共有の場の検討

※実績は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点

第2章 障がい福祉サービスの見込量



1. 訪問系サービス

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

〈サービスの内容〉

○ホームヘルパーが障がいのある人の居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・施設入所者や精神障がいのある人等の地域生活移行後の定着支援をはじめ、ニーズの高いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である方を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	19,167	20,435	20,519	20,520	20,664	20,748
利用者数	人／年	1,090 (91)	1,221 (102)	1,281 (105)	1,368 (114)	1,476 (123)	1,596 (133)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(2) 重度訪問介護

〈サービスの内容〉

○重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がい者（児）または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護等を総合的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和3～5年度時点の見込みを基準に設定しています。
- ・量の見込みについては、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和2年度の実績を考慮し、令和2～3年度の実績・支給量の減少による影響を抑制し、見込量を再設定しています。
- ・相談支援専門員との連携等を通じて、関係者間での必要な情報の共有化を進めるとともに、社会資源の確保に努めます。

サービス利用対象者

重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障がいのある人または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

[肢体不自由者の要件]

- ①障害支援区分4以上の人
- ②二肢以上に麻痺等がある人
- ③障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている人

[知的・精神障がい者の要件]

- ①障害支援区分4以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	4,195	5,037	5,480	5,976	6,516	7,128
利用者数	人／年	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)	36 (3)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(3)同行援護

〈サービスの内容〉

○視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排泄・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・同行援護については介助者に資格が必要であるため、関係団体と連携のもとサービス提供事業所に対して、養成研修等への参加を促し、人材の確保に努めます。

サービス利用対象者

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人で、外出時の移動において情報の提供や援護等を必要とする人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	2,863	3,049	3,080	3,468	4,104	4,788
利用者数	人／年	165 (14)	186 (16)	186 (16)	204 (17)	228 (19)	252 (21)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(4)行動援護

〈サービスの内容〉

○知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・在宅で生活する知的障がいのある人や精神障がいのある人等にとって必要なサービスとなります。サービスの利用対象者の制度の周知を図ります。

サービス利用対象者

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ①障害支援区分3以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	3,095	3,274	3,405	3,888	4,471	5,054
利用者数	人／年	180 (15)	205 (17)	210 (18)	240 (20)	276 (23)	312 (26)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(5) 重度障害者等包括支援

〈サービスの内容〉

○常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものと見込んでいます。

サービス利用対象者

障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人（筋萎縮性側索硬化症（ALS）など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人または最重度の知的障がいのある人）
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	時間／年	0	0	0	0	0	0
利用者数	人／年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※年間延べ利用時間数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

2. 日中活動系サービス

(1)生活介護

〈サービスの内容〉

○常に介護を必要とする人に、主に日中に障がい者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和7年度以降の市内事業所の定員拡充を考慮し、見込量を再設定しています。
- ・障がいのある人の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に、重度障がいのある人の特性に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の充実を図ります。

サービス利用対象者

地域や入所施設等において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいのある人で次に掲げる人を対象とします。

- ①障害支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	23,360	25,062	26,559	28,956	32,604	34,656
利用者数	人／年	1,250	1,355	1,425	1,524	1,716	1,824

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

※日中活動系サービス量の見込み「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

(2) 自立訓練(機能訓練)

〈サービスの内容〉

○身体障がい者や難病の人に対して、自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、身体機能や生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等を提供するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人または難病を患っている人を対象とします。

- ①入所施設、病院を退所、退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持、回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	77	116	183	180	180	180
利用者数	人／年	7	16	12	12	12	12

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(3)自立訓練(生活訓練)

〈サービスの内容〉

○障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に利用率推計を採用しています。
- ・知的障がいのある人や精神障がいのある人の生活能力の維持、向上等のために必要なサービスであり、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。
- ・1人月あたりの利用回数にばらつきがありますが、量の見込と利用者数ともに実績3か年の平均値から微増していくものとし、利用見込量を再設定しています。

サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持、向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とします。

- ①入所施設や病院等を退所、退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持、向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等の支援が必要な人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	758	461	345	439	528	648
利用者数	人／年	53	42	33	42	48	54

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(4)就労選択支援

〈サービスの内容〉

○就労を希望する障がい者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価（就労アセスメント）を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、特別支援学校卒業生の数と、令和4年度と令和5年度の就労アセスメント実績値、就労移行支援、就労継続支援A・B型を新たに利用する人の数をもとにしています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

就労系障がい福祉サービスを利用する意向のあるもしくは利用している人で、就労アセスメントの手法を活用した支援を希望する障がいのある人を対象とします。

◆見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	令和7年度より新規項目			0	10	20

※年間利用者数

(5)就労移行支援

〈サービスの内容〉

○一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労等が見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に利用率推計を採用しています。
- ・制度の周知を図るとともに、サービス利用希望に対応できる量的及び質的確保に努めます。

サービス利用対象者

一般就労等を希望し、知識や能力等の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	2,431	5,063	4,662	4,332	4,788	5,244
利用者数	人／年	169	315	267	228	252	276

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(6)就労継続支援 A 型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・湖南圏域における事業所の新設などによる令和4年度以降の実績値増加を考慮し、令和6年度以降の見込量を再設定しています。
- ・雇用契約に基づく安定した収入の確保が期待できる事業です。増加しているニーズに応えられるよう、サービスを供給できる体制を確保します。

サービス利用対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人（利用開始時65歳未満の人）を対象とします。

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	8,418	9,314	11,448	12,720	13,920	15,360
利用者数	人／年	444	490	585	636	696	768

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(7)就労継続支援 B 型

〈サービスの内容〉

○一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、通所により就労や生産活動の機会等を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力等が高まった人に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・令和7年度以降の市内事業所の定員拡充を考慮し、見込量を再設定しています。
- ・福祉的就労の場としての利用の多いサービスであり、今後も一定の利用者が見込まれます。多様なサービス提供形態を含め、新規事業所の参入や既存事業書の定員増等を促します。

サービス利用対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持等が期待される障がいのある人を対象とします。

- ①就労経験がある人で、年齢や体力等の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人
- ③上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級の受給者

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	37,581	39,000	41,379	43,248	46,716	48,756
利用者数	人／年	2,257	2,377	2,433	2,544	2,748	2,868

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(8)就労定着支援

〈サービスの内容〉

○就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・サービス利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人を対象としています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	7	5	5	6	6	6

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(9)療養介護

〈サービスの内容〉

○医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）、筋ジストロフィー患者、重症心身障がいのある人に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であるため、市内での事業所の増加は難しく、圏域でのサービス提供事業所の情報収集と利用調整に努めます。

サービス利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人で、次に掲げる人を対象とします。

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人で、障害支援区分5以上の人
- ③平成24年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所していた人または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人／年	15	14	14	14	14	14

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(10)短期入所(ショートステイ)

〈サービスの内容〉

○居宅において、介護をする人が病気その他の理由により介護を行えない場合などの際に、短期間、夜間も含めて障がい者支援施設等で入浴、排泄及び食事の介護等が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・障がい者（児）の保護者等の事情による利用に加え、近年増加傾向にある災害時や虐待事案における一時保護施設としての利用が求められます。

サービス利用対象者

〔福祉型〕

障害支援区分1以上である人

〔医療型〕

以下に該当する人を対象とします。

- ①遷延性意識障がいのある人
- ②筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がいのある人等

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	1,255	1,710	1,587	1,980	2,100	2,220
利用者数	人／年	357 (30)	358 (30)	375 (31)	396 (33)	420 (35)	444 (37)

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

〈サービスの内容〉

○夜間や休日等、共同生活を行う住居で、入浴、排泄及び食事等の介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・湖南圏域における事業所の新設などによる令和4年度以降の実績値増加を考慮し、令和7年度以降の見込量を再設定しています。
- ・障がいのある人の地域生活へ向けた訓練や生活の場等として、ニーズの増加が見込まれるため、既存事業所における定員の拡大や新規事業所等の参入を働きかけます。

サービス利用対象者

身体障がいのある人（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る）、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	505 (42)	676 (56)	717 (60)	864 (72)	912 (76)	960 (80)

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(2)施設入所支援

〈サービスの内容〉

○施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、利用率推計を採用しています。
- ・入所を希望する障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報収集と提供に努めます。

サービス利用対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ①生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合は、区分3）以上である人
- ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所によって訓練等を受けることが困難である人

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	393 (33)	394 (33)	393 (33)	396 (33)	396 (33)	396 (33)

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計（ ）内は月平均利用者数

(3)自立生活援助

〈サービスの内容〉

○障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応するサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・サービスの利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。

サービス利用対象者

AかつBを対象者とします。

A：定期的な巡回訪問または随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障がいのある人

B：居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障がい、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がいのある人

※具体的な対象者

- ①障がい者支援施設等の退所者、グループホームの退去者、精神科病院等の医療機関を退院した人であって、障がいに起因する疾病等により入院していた人※退院から3カ月以内のものに限る
- ②現に「障がい、疾病等を有する家族との同居」している人であって、単身生活をしようとする人
- ③その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活または、社会生活を営むことが可能と判断される人 ※②、③は現に地域生活をしている障がいのある人

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	1	1	0	1	1	1

※月平均利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

〈サービスの内容〉

○指定特定相談支援事業者が、障がい福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境等、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、今後、相談支援の役割は重要なものとなります。法制度の改正に的確に対応できる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	360	384	413	444	480	516

※年間利用実人数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(2)地域移行支援

〈サービスの内容〉

○障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、保護施設・矯正施設等に入所している障がいのある人に対して、関係機関が協力して地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・地域移行支援が実施できる相談支援事業所は限られているため、各年度実施を目標としました。
- ・市、病院、サービス事業所との連携により、利用の促進を図るとともに社会資源の確保に努めます。

サービス利用対象者

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

※月平均利用者数

(3)地域定着支援

〈サービスの内容〉

○居宅において単身等で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・現在の利用者数を基準に、変化率推計を採用しています。
- ・滋賀県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、障がいのある人が安定した地域生活を送れるよう、支援体制を確保します。
- ・相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。

サービス利用対象者

居宅において単身で生活する人や同居している家族等による支援を受けられない人を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／月	3	3	2	2	2	2

※月平均利用者数

第3章 地域生活支援事業の見込量



地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に
応じて実施する事業です。生活上の相談、日常生活用具の給付、移動支援事業など、特に日
常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。一方で、
市町村及び都道府県の判断により、障がいのある人の自立した生活に必要な「任意事業」を
実施できるようになっています。

◆必須事業◆

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | (6) 日常生活用具給付等事業 |
| (2) 自発的活動支援事業 | (7) 手話奉仕員養成・研修事業 |
| (3) 相談支援事業 | (8) 移動支援事業 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | (9) 地域活動支援センター機能強化事業 |
| (5) 意思疎通支援事業 | |

◆任意事業◆

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) その他のサービス | |
| ①日中一時支援事業 | ④点字・声の広報等発行事業 |
| ②訪問入浴サービス事業 | ⑤生活行動訓練事業 |
| ③スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 | |

1. 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

〈サービスの内容〉

○地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発
事業です。

○障がいのある人が、日常生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、市民の
障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、啓発活動を通じて、地域住民へ働
きかけます。また障がい者差別の解消に取り組み、合理的配慮の提供の促進を図り
ます。

(2) 自発的活動支援事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

○障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

〈サービスの内容〉

障がい者相談支援事業

○障がいのある人の福祉に関する様々な問題について障がいのある人からの相談に応じ、情報の提供や助言等をはじめ障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

基幹相談支援センター等機能強化事業

○総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度、虐待防止の相談）、人材育成と地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。相談支援機能の強化のため、専門的職員を配置します。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業			
一般相談支援委託事業所	既存の1か所において継続して運営		
障がい者虐待防止センター	既存の1か所において継続して運営		
地域自立支援協議会	既存の1か所において継続して運営		
成年後見制度利用支援事業	既存の1か所において継続して運営		
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業			
基幹相談支援センター	既存の1か所において継続して運営		

(4)成年後見制度利用支援事業

〈サービスの内容〉

○成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	6件	8件	10件

※年間利用件数

(5)意思疎通支援事業

〈サービスの内容〉

○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専任手話通訳者数	2人	2人	2人
派遣件数※	210件	220件	230件

※年間延べ利用件数

(6)日常生活用具給付等事業

〈サービスの内容〉

○重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図る事業です。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がいのある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消等の障がいのある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用
重度障がい者 バリアフリー化支援機器	重度の障がいのある人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするための機器

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	6件	6件	6件
在宅療養等支援用具	30件	30件	30件
情報・意思疎通支援用具	20件	20件	20件
排泄管理支援用具	1,570件	1,570件	1,570件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	2件	2件
重度障がい者バリアフリー化支援機器	2件	2件	2件

※年間延べ給付件数

(7)手話奉仕員養成・研修事業

〈サービスの内容〉

○聴覚障がいのある人との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成する事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成・研修事業	20人	20人	20人

※年間受講者数

(8)移動支援事業

〈サービスの内容〉

○一人で外出するのが困難な障がいのある人の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う事業です。

◆見込み

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	事業所数	40か所	40か所	40か所
	時間	6,760時間	6,760時間	6,760時間
	利用者数	2,684人	2,684人	2,684人

※委託事業所数、年間延べ利用時間、年間延べ利用者数

(9)地域活動支援センター機能強化事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がいのある人に対する創作的活動や生産活動等の機会の提供などを行う事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	2か所	2か所	2か所
利用者数	2,200人	2,220人	2,240人

※委託事業所数、年間延べ利用者数

2. 任意事業

本市が取り組むその他の地域生活支援事業の概要は以下のとおりです。

(1) その他のサービス

① 日中一時支援事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

② 訪問入浴サービス事業

〈サービスの内容〉

○地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

③ スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

〈サービスの内容〉

○スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催する事業です。

④ 点字・声の広報等発行事業

〈サービスの内容〉

○文字による情報の入手が困難な視覚障がいのある人に対して、市が発行する広報紙等を点訳・音訳により提供する事業です。

⑤ 生活行動訓練事業

〈サービスの内容〉

○日常生活に支援を必要とする障がいのある人に対して、自立した生活を送るために必要なスキルや訓練を提供する事業です。

◆見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	7,891 人	8,062 人	8,233 人
訪問入浴サービス事業	6 人	6 人	6 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	710 人	710 人	710 人
点字・声の広報等発行事業	7 人	7 人	7 人
生活行動訓練事業	25 人	25 人	25 人

※年間実利用者数 ただし、日中一時支援事業は年間延べ利用者数、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

第4章 障がい児福祉サービスの見込量



1. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

〈サービスの内容〉

○集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

療育の必要があると認められる未就学児を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	4,137	4,889	5,652	6,600	7,260	7,620
利用者数	人／年	1,080	1,128	1,200	1,320	1,452	1,524

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

※障がい児通所支援の量の見込みの単位「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

(2)居宅訪問型児童発達支援

〈サービスの内容〉

○児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものと見込んでいますが、サービスの利用希望が生じたときに適切な提供ができるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

AまたはBかつCを対象とします。

A：重度の障がいの状態（法定事項）

B：(a) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合＝医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C：児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童（法定事項）

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	39	67	0	60	60	60
利用者数	人／年	12	12	0	12	12	12

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(3)放課後等デイサービス

〈サービスの内容〉

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障がいのある児童について、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

授業終了後や休業日等に療育が必要であると認められる就学児を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	21,108	23,712	28,524	34,950	40,650	48,000
利用者数	人／年	1,692	1,980	2,340	2,796	3,252	3,840

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(4) 保育所等訪問支援

〈サービスの内容〉

○保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・湖南圏域の児童発達支援センターを通じた広域的な対応により利用調整を図りながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

保育所やその他の集団生活等を営む施設に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援を受ける必要があると認められる障がいのある児童を対象としています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	78	100	147	216	336	480
利用者数	人／年	52	77	60	72	84	96

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(5)障がい児相談支援

〈サービスの内容〉

○障がい児通所支援を利用する障がいのある児童について、心身の状態、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が十分な療育支援を受けることができる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上を図ります。

サービス利用対象者

障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	180	168	182	185	208	224

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(6)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

〈サービスの内容〉

○医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
配置数	人／年	0	0	0	圏域で設置を検討		

第5章 その他活動指標



(1)発達障がい者等に対する支援

〈活動指標の解説〉

○国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人／年	16	11	4	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数	人／年	3	3	3	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人／年	4	4	4	4	4	4
ピアサポートの活動への参加人数	人／年	3	1	0	2	2	2

※令和5年は9月30日現在

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者・実施数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数及び実施者数の見込みを定める。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定める。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定める。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈活動指標の解説〉

- 精神障がいのある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 上記のシステムの構築にあたり、保健、医療・福祉関係者が、地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。また、障がいのある人を支えるサービスについて、状況に応じて適切に提供できるよう見込を定めることも求められています。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数＞

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
開催回数	回／年	2	4	1	4	4	4

※令和5年は9月30日現在

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数＞

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
保健関係参加者数	人／年	15	36	9	36	36	36
医療(精神科)関係参加者数	人／年	10	16	4	16	16	16
医療(精神科以外)関係参加者数	人／年	3	7	0	7	7	7
福祉関係参加者数	人／年	8	33	8	31	31	31
その他関係者参加者数	人／年	0	0	0	6	6	6
うち介護	人／年	0	0	0	0	0	0
うち当事者	人／年	0	0	0	6	6	6
うち家族	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和5年は9月30日現在

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数＞

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
実施回数	回／年	0	0	0	1	1	1

※令和5年は9月30日現在

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
協議の場の開催回数	各市町村（または圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込を定める。
関係者ごとの参加者数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込を定める。
協議の場における目標設定及び実施回数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込を定める。

②精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

◆精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供（年間）

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域移行支援	人／年	1	0	0	1	1	1
うち精神	人／年	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／年	2	3	2	2	2	2
うち精神	人／年	1	0	2	2	2	2
共同生活援助	人／年	42	56	63	65	70	75
うち精神	人／年	9	10	13	11	12	13
自立生活援助	人／年	1	1	0	1	1	1
うち精神	人／年	1	1	0	1	1	1

※令和5年は9月30日現在

(3)相談支援体制の充実・強化のための取組

〈活動指標の解説〉

○国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を目的として、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の質の向上に寄与できる体制の構築が重要とされています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	57	133	102	120	130	140
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	6	6	3	6	6	6
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	6	6	3	6	6	6

※令和5年は9月30日現在

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
訪問等による専門的な指導・助言件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定する。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込を設定する。
相談機関との連携強化の取組の実施回数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込を設定する。

(4)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

〈活動指標の解説〉

○障害者総合支援法の理念に基づき、利用者に適切な障がい福祉サービス等を提供できるよう、行政職員が障害者総合支援法の具体的内容を正確に理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握し、障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要であるとされています。

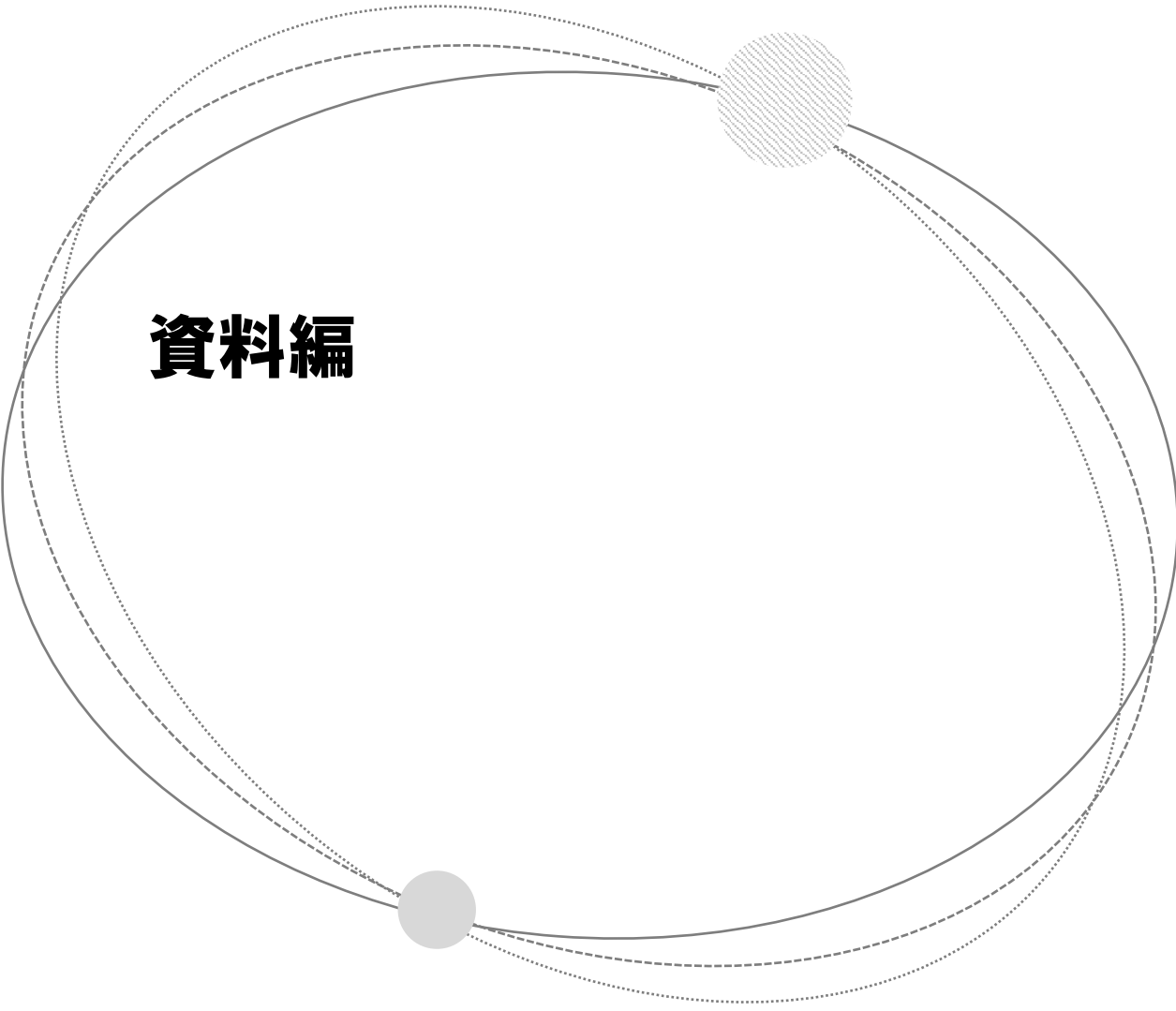
◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	3	4	10	12	12	12
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	0	0	0	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回／年	0	0	0	1	1	1

※令和5年は9月30日現在

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込を定める。初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業者向けの研修の聴講等が想定される。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込を定める。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込を設定する。

An abstract graphic consisting of two overlapping ellipses. The inner ellipse is solid black, and the outer one is dashed black. Two circles are positioned on the ellipses: a hatched circle at the top-right intersection and a solid gray circle at the bottom-left intersection.

資料編

1. 障がい者基本計画(施策の展開の抜粋)

1. 理解と交流の促進

(1) 障がい理解のための啓発と人権学習の推進

① 障がい理解のための啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会や人権啓発リーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。 ● 企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために、各種研修会への参加や企業内での研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課 商工観光労政課
職員への人権啓発と意識の向上	● 人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課
「地域共生社会」の理念の周知	● 広報活動、社会教育活動等を通じて、「地域共生社会」の理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課
「障がい者週間」の広報・啓発	● 市民の理解と認識を深めるため、12月3日～9日の「障がい者週間」の行事として、障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課

② 人権学習の推進

市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する理解を促進します。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援します。

今後の取組	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	● 同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。 ● 職員提案や研修後のアンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。 ● 市職員が積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	人事課 人権教育課
民生委員・児童委員に対する研修の実施	● 民生委員・児童委員に対して、障がいに対する理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課
講演会の周知	● 障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する理解を深めていきます。	障がい福祉課
障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	● あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課

(2)交流機会の確保

①交流機会の充実

地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する理解を促進します。

今後の取組	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	● 地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等に十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課
交流の場・機会の確保	● 障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組を実施します。	関係各課

(3)福祉教育の推進

①福祉教育の充実

福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	● 福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課
障がいのある人に対する理解の教育の充実	● アイマスク体験学習等、障がいに対する理解と認識を培う学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中でいかせるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
ふれあいの場・機会の充実	● 障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク、キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課

(4)地域福祉活動の支援・連携

①地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
地域の関係機関との連携	● 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域振興協議会等地域の関係機関との積極的な情報交換や情報共有等により、つながりを強くすることで、地域に暮らす障がいのある人に対する市民の理解を深められるようにします。	障がい福祉課 関係各課

②ボランティア活動の推進

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
ボランティア活動の推進	● 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の参加につながるようボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
ボランティア人材の育成	● 視覚障がい者生活行動訓練、障がい児・者レクリエーション・スポーツ大会等を通じて、ボランティア活動に興味を持ってもらえるように働きかけます。さらに、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小・中学校等に事業を周知します。	障がい福祉課

③障がい者関係団体の活性化の支援の充実

団体活動の活性化、会員増を図るため、啓発等により障がいのある人へ障がい者関係団体への参加を促すとともに、障がい者関係団体の活性化に向けての支援を継続して行います。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者関係団体への活動支援	● 障がい者関係団体等の重要性等を啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	障がい福祉課
家族会に対する活動支援	● 家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課

2. 保健・医療の充実

(1)障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見体制の充実

①疾病予防及び障がい等の早期発見のための体制整備

疾病の予防や発達の課題に対して適切な支援や療育につなぐため、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
母子健康手帳の交付	● 妊娠・出産または育児についての正しい知識の普及及び健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付します。	こども家庭センター
妊婦に対する各種健診・助成の充実	● 妊婦の健康の保持及び増進のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	こども家庭センター
発達相談の実施	● 個別相談を行い、必要に応じて発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	こども家庭センター
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	● 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	こども家庭センター
保健指導の実施	● 妊産婦や乳幼児の健康に関して、必要に応じた支援を行います。	こども家庭センター
就学時健康診断・定期健康診断の充実	● 学校保健安全法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課

(2)医療体制及びリハビリテーションの整備

①行政、保健、医療機関の連携強化

障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化するとともに、情報の共有に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
地域包括ケアシステムの構築	● 在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等の多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課 こども家庭センター
関係機関の連携強化	● 多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
初期救急医療の充実	● かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・夜間等の初期救急医療の充実を図ります。また、在宅医療や介護の現状についての情報が、市民に広く伝わるよう情報提供体制の拡充に努めます。	健康増進課 長寿福祉課

②医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の制度の利用促進に努めるとともに、医療機関に対して、適正な運用についての啓発を進めます。

今後の取組	内 容	関係課
養育医療費の給付	● 養育のため、指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事業を行います。	こども家庭センター
自立支援医療の給付	● 育成医療 身体障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事業を行うとともに、制度の周知に努めます。 ● 更生医療 18 歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用等適正な運用についての啓発に努めます。 ● 精神通院医療 通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し、精神通院医療の支給を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課
福祉医療費の助成	● 重度または中度の心身障がいのある人または精神に障がいのある人の医療費の一部(医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金)を助成します。	保険年金課

今後の取組	内 容	関係課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	● 厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口 に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課 保険年金課

③難病患者に対する支援の充実

難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
難病患者に対する支援	● 難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	障がい福祉課 健康増進課 長寿福祉課 こども家庭センター
日常生活用具の給付	● 難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、容態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課

3. 生活支援の充実

(1)経済的自立の支援の充実

①各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障がいのある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい基礎年金の支給	● 国民年金の被保険者期間中や 60 歳から 65 歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになった時に、その障がいの程度により障がい基礎年金を支給するとともに、18 歳までの子どもを扶養している時は加算額を加えます。また、障がい基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課
特別障がい者手当の周知・利用促進	● 日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障がい者手当の周知及び、利用促進を継続し、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
障がい児福祉手当の周知・利用促進	● 20 歳未満の重度の心身障がいのある児童に対し、障がい児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
心身障がい者扶養共済制度の普及	● 障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金を支給する心身障がい者扶養共済制度について、関係団体と連携を図り、普及を促進します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
各種減免・無料制度の周知	● 各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びN TT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	各関係機関
児童扶養手当の支給	● 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、父または母に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	● 20 歳未満の在宅中度以上の心身障がいのある児童を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
就学経費の一部支給	● 小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

(2)在宅福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

本人の日常生活の支援を図るとともに、保護者及び介助者の負担を軽減するため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、周知に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
訪問入浴サービスの実施	● 寝たきりなど、在宅の重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して、訪問入浴サービスを実施します。	障がい福祉課
紙おむつ購入費の助成	● 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人（児）に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
補装具費の支給	● 身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補う補装具費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課
日常生活用具の給付	● 在宅の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課
夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	● 市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う子どもが、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用を促進します。	障がい福祉課
緊急通報システムによる緊急時対応の整備	● 民生委員・児童委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課
在宅福祉サービスの充実	● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図ることにより、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や、介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援等による支援を行います。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
障がい者地域活動支援センターの充実	● 障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障害者デイサービスセンターにおいて、在宅の障がいのある人に対して、創作活動や社会との交流の促進、入浴サービス等を行います。	障がい福祉課
外出支援の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
各種割引制度の周知	● 民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引等の制度の周知に努めます。	障がい福祉課

②障がい福祉サービスに関するニーズの把握

国・県の動向を注視し、各種団体のニーズを本市の課題として捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	● 必要に応じて、各種関係団体等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	● 民生委員・児童委員等の地域の団体と連携し、障がいのある人のニーズの把握に努めます。	障がい福祉課

(3)地域生活支援拠点の整備と施設整備の推進

①地域生活支援拠点の整備

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を持った地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
地域生活支援拠点の整備	● 障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点の設置及び機能の充実を図ります。	障がい福祉課

②施設整備の促進

障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、湖南圏域4市及び県と連携して、通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取組	内 容	関係課
重症心身障がい者通所施設等の整備	● 重症心身障がい者通所施設等の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課

(4)手話の啓発・普及、コミュニケーション支援の充実

①手話の啓発・普及

すべての市民が共生していく社会の実現をめざすために、「栗東市手話言語条例」の周知・啓発を図り、手話が言語であることを認識し、ろう者への理解を広げます。

今後の取組	内 容	関係課
手話に対する理解及び普及	● 啓発講座や研修の実施、パンフレット作成等により、手話を言語として認識し、ろう者への理解を深める取組を行います。	障がい福祉課
手話を使用しやすい環境づくりに関する取組	● 手話学習者を増やすことや、行政情報等を手話で提供するなど、手話を使用しやすい環境整備の取組を行います。	障がい福祉課
聴覚障がい児の手話の獲得に関する取組	● 聴覚障がい児にとって、乳幼児期から手話を獲得することが重要であることから、情報提供や機会の確保を図る取組を行います。	障がい福祉課

②コミュニケーション支援の充実

「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の周知を図り、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解・利用を促進し、障がいのある人の情報の取得及びコミュニケーションについて支援を行います。

今後の取組	内 容	関係課
多様なコミュニケーション手段の理解、及び利用促進の取組	● 多様なコミュニケーション手段(手話、触手話、接近手話、要約筆記、筆談、点字音訳、代筆、指点字、平易な表現、絵図、代用音声等)の理解、利用促進に取り組むとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。 ● 遠隔手話通訳(筆談)ができる環境を整えていきます。	障がい福祉課
盲ろう者通訳・介助者の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、盲ろう者通訳・介助者の派遣について検討します。	障がい福祉課
市役所における手話通訳ができる職員の配置	● 市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課
「耳マーク表示板」、「筆談ボード」の活用	● 聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように、市役所等に「耳マーク表示板」や「筆談ボード」を設置します。 ● 手帳交付時等に「耳マーク」の周知に努めます。また、市職員にも「耳マーク」の周知を行います。 ● 銀行や病院等の公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供	● 広く市民に向け、多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会(手話、点字、要約筆記等)の情報提供をするとともに、手話の普及を図るために「手話講座」を開催し、手話や聴覚障がい理解のある人材育成に努めます。また、講座開催にあたっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課
合理的配慮の実施についての周知・啓発	● コミュニケーションにおける合理的配慮の実施について、市民や事業者に対して周知・啓発を行います。	障がい福祉課
学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供	● 学校等の教育現場において、子どもたちが手話、点字等の多様なコミュニケーション手段に接することは、教育段階で理解したり、利用の促進を図ることができることから、教育活動の中で、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れるよう努めます。	障がい福祉課 学校教育課 幼児課

(5) 情報提供の充実

① 様々な手段による情報提供の充実

障がい者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がいのある人に配慮した情報提供	● 利用者が必要とする情報を必要な時に確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては、各課からの情報や取材内容が読みやすかつ伝わりやすくなるよう、デザインや文字、色の使い方等に配慮し、引き続き工夫に努めます。 ● ホームページではウェブアクセシビリティの向上に一層努めるなど、だれにもやさしい情報発信に努めます。	広報課 関係各課
音訳や点字による広報の充実	● 視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として、音訳や点字による広報の充実を図ります。	広報課 議事課
各種手帳交付の周知	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の発行	● 内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を発行します。	障がい福祉課
「障がい福祉のてびき」の発行	● 障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行います。	障がい福祉課

②障がいの特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。また、比較的軽度な障がいのある人に対する情報提供にも努めます。

今後の取組	内 容	関係課
視覚障がいのある人に対する朗読サービスの実施	● 視覚障がいのある人に対して、音訳ボランティアによる図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	● 点字・音訳による広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	広報課 議事課
図書館蔵書の点訳・音訳	● 市民から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館

(6)総合相談機能の充実

①一貫した相談体制の充実・強化

障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメントの実施により、より充実した総合的な相談支援体制の確保を図るとともに、ライフステージを通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取組	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	● 相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業所との連携も含め、連動した総合的な相談支援体制の充実に努めるなど、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課
栗東市障がい児・者自立支援協議会の活性化	● 関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課
就学相談の機会の充実	● 就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実を図ります。	学校教育課
基幹相談支援センターの充実	● 障がいのある人が総合的、専門的な相談支援を受けられるよう、基幹相談支援センターの相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
切れ目のない相談支援体制づくり	● 障がいのある人のライフステージに応じて適切な支援が受けられるように、関係課や関係機関との連携の強化を図ります。 ● 障がいのある人や子どもが、個々の状況に合わせた適切な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。	障がい福祉課 関係各課

②身近な相談体制の充実

障がい者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がいのある人が身近な地域で専門的な相談を行うことができる体制を構築します。

今後の取組	内 容	関係課
障がいのある人の身近な相談支援	● 心身障がい者相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。 ● 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とした差別があっても、自身で相談することが難しい人の代弁をするなどにより、障がいのある人の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケート」を配置し、障がい者差別の解消に取り組めます。	障がい福祉課
民生委員・児童委員による身近で適切な相談支援	● 民生委員・児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、特に新任民生委員・児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。 ● 複合的な課題を抱えた人に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。	社会福祉課
第三者機関との連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	● 障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。	障がい福祉課
人権いろいろ相談の開催	● 様々な人権に関する悩みの相談窓口として、人権擁護委員による相談を開催します。 ● 相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的向上を図ります。	人権政策課

③障がい者虐待防止・地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進

障がいのある人の虐待防止と、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者虐待防止センターとしての機能強化	● 障がい者の虐待通報の受理や、障がい者及び養護者に対する相談や指導・助言等、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。 ● 障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動について、より効果的な方法を検討しながら取組を進めます。	障がい福祉課
地域福祉権利擁護事業の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業により、適切なサービス利用ができるよう支援します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
成年後見制度の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないよう、制度の周知と利用の促進を図ります。 ● 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関を設置し、既存の取組の充実や新たな機能の整備について、段階的、計画的に取り組めます。	障がい福祉課

4. 学習機会の充実と社会参加の促進

(1) 就学前対応と就学指導の充実

①乳幼児の保護者への発達に対する理解の普及

早期発見・早期療育のため、乳幼児期において保護者が個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、啓発活動や理解促進を図り、就学後や青年期・成人期の先を見据えた支援をめざします。

今後の取組	内 容	関係課
発達相談の充実	● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、きめ細やかな発達相談や支援ができる体制を整備します。関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けます。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めるなど、就学前・就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期・成人期までを意識した体制づくりに取り組めます。	こども家庭センター 発達支援課

②療育(発達支援)体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
就学支援委員会の充実	● 就学支援委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	幼児課
幼児ことばの教室の実施	● 教育相談後、通級が決定した幼児については定期的な指導や、必要に応じて発達検査や構音指導等を実施します。その他、保護者の支援のニーズに応じて通級ではない支援相談として対応し、通級指導同様に発達検査や構音指導、保護者支援を行います。また、多様なニーズに応じ、園と連携してより良い支援の提供に努めるとともに、職員の資質向上と人材の確保に取り組めます。	発達支援課

今後の取組	内 容	関係課
たんぽぽ教室の充実	● 遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに、社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して、養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。幼児の家庭環境や事情によっては、関係機関と連絡を密にし、幼児の療育が計画的に行えるよう取り組みます。また、児童発達支援センターとして、児童発達支援事業に取り組むことにより地域の発達支援を担えるよう、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	発達支援課
児童発達支援事業と計画相談の実施	● 心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、社会生活への適応や自立に向けた力を獲得できるように、児童発達支援事業や保育所等訪問支援等の利用を提案し、利用計画を作成します。また、支援を適切に受けているかモニタリングを行います。	発達支援課

③障がい児保育の充実

保育園や幼稚園において、コーディネーターを中心に、各園での指導を充実させ、職員の資質、保育の質の向上を図ります。また、一人でも多くの保育者が参加できるような研修機会を確保し、園全体の障がい児保育の力量を高めます。

今後の取組	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	● 家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、一人ひとりの発達課題に応じて特別支援教育や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課
保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	● 保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課

(2)特別支援教育の充実

①特別支援教育の充実

より確かな支援を実施し、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育の観点に沿った授業の改善や教材づくりに取り組み、だれもがわかる授業づくりを行い、特別支援教育の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級と「通級指導教室」の設置	● 児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課

今後の取組	内 容	関係課
教育課程の編成や指導方法の工夫	● 児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別的教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	● 子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成等、教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

②教職員及び保幼職員に対する専門的な知識の普及

教職員及び保幼職員に対する研修を実施し、より専門的な知識の普及と障がいに対する理解を促進します。また、特別支援学級の担任や担当者だけでなく、より多くの教職員及び保幼職員が研修に参加するよう取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
教職員及び保幼職員の指導力の向上	● 教職員及び保幼職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教職員及び保幼職員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。 ● 通級指導教室担当者の研修を助成し、専門資質の向上を図ります。	学校教育課 幼児課

③放課後の居場所づくりの充実

障がい児地域活動施設指定管理者と放課後等デイサービス事業所との連携を深めながら、それぞれ個性あるサービス提供が行われるよう支援するとともに、地域に根ざした事業を展開することで、障がいのある児童生徒の放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
放課後等デイサービス事業の支援	● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。 ● 放課後、地域において他の児童や住民との関わりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、障がい児地域活動施設指定管理者に対して、必要に応じた支援を行います。	障がい福祉課

(3)社会参加の促進

①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障がいのある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障がいのある人が主役となりスポーツやレクリエーションをする楽しみを体感できるような活動を、地域住民の協力を得ながら開催できるよう環境の整備に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	● 障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティアの確保を行います。	障がい福祉課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	● 障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市スポーツ協会等が進める各種事業においても、障がいのある人に配慮した対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課
文化・スポーツ施設の改善・バリアフリー化	● 文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。 ● 身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障がい者用トイレの設置や、スロープ、点字ブロック等の整備を図ります。	スポーツ・文化振興課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	● 芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるよう、快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課

②生涯学習の充実

学習機会の充実・啓発を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
講座に参加しやすい環境整備	● 「じんけんセミナー」等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応等に取り組めます。また、12月の「人権週間」に合わせた人権文化事業の開催等、希望するだれもが参加できる講座を開催します。	人権政策課
だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	● 障がいの有無に関わらず、希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。また、講座・セミナー参加促進のための告知・啓発を継続して行います。	生涯学習課

③地域活動への参加の促進

障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。そのための障がいに対する理解の啓発を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。 ● 要請に応じ、出前講座で障がい理解の啓発を行います。また、広報等に障がい福祉に関する記事を掲載し、情報の発信に努めます。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	● 自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等の地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組みます。	自治振興課

(4)移動支援の充実

①移動支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出・移動支援の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
移動支援事業の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介助を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	● 重度心身障がいのある人に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	● 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。今後は、バス待合所の環境改善を図るなど、運行サービスの充実に努めるとともに、バス利用実態調査と検証を継続して行います。	土木交通課

5. 就労の促進

(1)一般就労の促進

①企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業等を推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	● ハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を強化し、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開拓・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	障がい福祉課 商工観光労政課
働き・暮らし応援センターとの連携強化	● 働き・暮らし応援センターとの定期的な情報共有や、検討の場を設置するなど連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課
就労支援計画の充実	● 障がいのある人等の就職困難者の就労促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	商工観光労政課
就労移行支援事業の推進	● 企業等に就労を希望する障がいのある人に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかせるよう、さらにハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
就職支度金の支給	● 障がい者支援施設に通所または入所している身体障がいのある人が、訓練を終了し、就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。	障がい福祉課
更生訓練費の支給	● 障がい者支援施設に通所または入所している人に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課
公務部門における障がい者雇用	● 市役所における障がい者雇用について、「栗東市障がい者活躍推進計画」に基づき、雇用を促進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。	人事課 関係各課

②就労を支えるための検討の場づくり

障がいのある人の継続した就労を支えていくため、関係する人々が集まり、情報共有しながら検討していくことのできる場づくりに努めます。

今後の取組	内 容	関係課
就労に向けた体験機会の充実	● サロンやJエクスペ(職業体験)を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課
関係機関による情報共有及び検討の場づくり	● 就労を支えるために、必要に応じて庁内外の関係機関との情報共有を図ることで、適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課

③企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

企業等に対し、障がいのある人の雇用や、職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者雇用の促進	● 企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、障害者雇用促進法に基づく各種制度等により、合理的配慮の提供を含めた障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	商工観光労政課 障がい福祉課

(2)福祉的就労の促進

①福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
就労支援事業所の整備	● 今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿の確保として、就労支援事業所等の整備を支援します。また、新規事業所の周知を行います。	障がい福祉課
優先購入(調達)の推進	● 障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	障がい福祉課
福祉的就労の充実	● 一般就労が困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、工賃向上への取組を支援します。	障がい福祉課

6. 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

① バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便性向上のため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育総務課
事業者に対する指導・助言	● 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して指導・助言を行います。	住宅課 障がい福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	● 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課
歩道のバリアフリー化	● 障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した段差の適切な切り下げ、点字ブロックの敷設等を整備し、移動の連続性と安全で快適な歩道空間の確保に努めます。	土木交通課
音声信号機の整備推進	● 音響信号機の整備等、障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	土木交通課
交通マナーの向上	● 通行の支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車等の防止等、啓発に努めます。	土木交通課
道路の適正使用に係る指導強化	● 道路占用許可に際して厳正に審査し、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	土木交通課

(2)防犯対策の充実

①防犯対策の充実

地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、市民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	● 地域で自主防犯活動が活発にできるよう、適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	● 障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や、犯罪の早期発見等について、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	土木交通課 危機管理課
障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	● 障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人への交通ルールの啓発等を支援します。	土木交通課 障がい福祉課

(3)居住支援の充実

①障がいのある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	● 在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人から住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具等の利用で自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	障がい福祉課 長寿福祉課
住宅改造に伴う経費の一部助成	● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課

②居住の場の確保

障がいのある人が地域で生活をするため、居住の場の確保・改善に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	● 市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化に対応した住宅整備を行います。 ● 公営住宅等長寿命化対策を通じて、居住性向上・福祉対応型改善を行います。	住宅課

今後の取組	内 容	関係課
グループホームの設置に対しての支援	● 地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。 ● 重度障がいのある人について、住まいの場の確保とともに日中活動の場についても一体的に検討していきます。	障がい福祉課

7. 防災・災害時支援の充実

(1) 防災対策の充実

① 防災体制の充実

地域防災力(消防団、自主防災組織)の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策等、防災体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民(自主防災組織等)、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制の充実を図ります。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課
避難行動要支援者名簿の整備	● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人に係る避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。 ● 障がい者手帳取得・更新時に制度についての説明、申請の勧奨を行います。	社会福祉課 障がい福祉課
防災体制の充実	● 「栗東市地域防災計画」「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活(福祉避難所の開設)等、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。 ● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せを行い、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課

2. 用語解説

あ行

アイマスク体験学習

アイマスクをつけて歩いたり、階段の上り下り等を体験したりすることにより、視覚障がいのある人の生活を「疑似体験」し、自分にできることは何かを学んでいく学習。また、目の不自由な人と一緒に歩く時のガイド（手引き）方法を学習することもある。

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

一般相談支援

2012（平成 24）年 6 月に成立した、障害者総合支援法において、「相談支援」の定義が基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ

障がいの有無で区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

ウェブアクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、だれもがホームページ等で提供されている情報にアクセスし、利用できること。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

キャリア教育

「キャリア」とは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいう。

強度行動障がい

自身の身体や他人への危険な行動等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）

障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを目的とする法律。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、様々なサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。行政においては義務、事業者においては努力義務として、障害者差別解消法にて定められている。

さ行

Jエクスぺ

Job-Experience = 職業体験。就業する喜びと厳しさについて職場体験を通じて感じてもらい、その後の就労につなげることを目的とした事業。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざした条例。「障がいの社会モデル」の考え方を定義し、合理的配慮の提供等を義務化したことや、相談・解決の仕組みを整備することがポイントとなっている。一部を除き2019（平成 31）年 4 月施行。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等を行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成 18）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は 2007（平成 19）年 9 月 28 日に署名、2014（平成 26）年 1 月 20 日に批准した。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障等社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年 6 月に制定された。一部の附則を除き 2016（平成 28）年 4 月から施行。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関、市等で構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症等により判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約等に関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消し等を行う制度。

た行

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活できる社会をめざし、県民一人ひとりが社会に積極的に関わるとともに、県、県民及び事業者が協働して、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるための条例。一部を除き 1994（平成 6）年 10 月施行。

地域移行

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域における生活に移行するための支援。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

地域福祉権利擁護事業

日常生活を送るのに不安があったり、サービス利用等の判断が一人で十分にできない人が、本人の代わりに日常生活の援助を受けるためのサービスの申し込みや、契約、金銭管理等を専門員や生活支援員に頼むことができる事業。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

チャレンジウィーク

中学校において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまにふれたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てるもの。滋賀県では、文部科学省の推進に合わせ、2007（平成19）年度から、県内のすべての公立中学校（100校）で5日間の職場体験に取り組んでいる。

特定相談支援事業

2012（平成24）年6月に成立した、障害者総合支援法において、「相談支援」の定義が基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び計画相談支援の双方を行う事業を特定相談支援事業という。

特別支援学級

障がいのある児童生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

HUG

静岡県地震防災センターが開発した「避難所運営ゲーム」のこと。ある市の避難所運営を任されたという想定のもとで、次々にやってくる避難者の状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応する術を学ぶゲーム様式の教材で、避難所で起き得る状況の理解と適切な対応を学ぶことができる。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「関わり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

※学習障がい・・・知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等のうち、特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

ピアサポート

医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。

福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時的に受け入れるための施設。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、プログラムのこと。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報の提供等を行う。

や行

ユニバーサル化

ユニバーサルデザイン化。障がいの有無・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、だれもが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と社会参加をめざすという考え方。

3. 栗東市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による栗東市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定による栗東市障がい児福祉計画を一体的に策定するに当たり、広く意見を聴取するため、栗東市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第3期栗東市障がい者計画の検証に関すること。
- (2) 第7期栗東市障がい福祉計画及び第3期栗東市障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるものの他、計画策定等に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

4. 栗東市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

所 属	職名	氏名
成安造形大学 共通教育センター	非常勤講師	小西 喜朗
(栗東地区障がい者事業所連絡協議会) 第一くりのみ作業所	所長	河村 達哉
(栗東地区障がい者事業所連絡協議会) 自立就労センターパレット・ミル	所長	佐藤 博志
(栗東市心身障害児(者)連合会) 栗東市視覚障害者福祉協会	会長	山中 淳喜
(栗東市心身障害児(者)連合会) 栗東市身体障害者更生会	会長	川嵯 千頼
(栗東市心身障害児(者)連合会) 栗東市手をつなぐ育成会	会長	高畑 きぬ江
栗東市社会福祉協議会	会長	平田 善之
栗東市民生委員・児童委員協議会連合会	民生委員・児童委員	堂床 豊光
守山・栗東障害者相談支援センターみらいく	所長	太田 珠美
湖南地域障害者働き・暮らし応援センターりらく	センター長	相馬 佐保
精神障害者生活支援センター風	所長	黒木 稔
滋賀県南部健康福祉事務所	次長	山本 茂美
草津公共職業安定所	職業指導官	牧 侑里子
公募委員		三上 裕貴
公募委員		大屋 和代

(敬称略)

5. 策定経過

開催日	内容
令和５年７月７日	第1回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・アンケート調査について 他
令和５年８月１１日～ ８月２５日	アンケート調査実施
令和５年８月１１日～ ８月３１日	障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査実施
令和５年１０月３日	第2回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・アンケート調査 ヒアリング等の結果から計画素案の検討
令和５年１１月１日	第3回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・第7期栗東市障がい福祉計画(素案)について ・第3期栗東市障がい児福祉計画(素案)について
令和５年１２月２２日～ 令和６年１月２１日	パブリックコメント実施
令和６年２月８日	第4回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・パブリックコメント実施後の最終案についての報告

第7期栗東市障がい福祉計画
第3期栗東市障がい児福祉計画

編集・発行：栗東市役所 障がい福祉課

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL：077-551-0113 FAX：077-553-3678

